

らざりしと傳ふ。

柴田勝家
寺製を復
す
二十一世
宗突禪師
號宣下の
例を開く

十世永知、十一世祖機、十二世了鑑、十三世建綱、十四世建斯、十五世光周、十六世宗縁、十七世以貫、十八世祚棟を経て、十九世祚政の代、天正二年に當國一向一揆の騷に、長享元年に再興せし一山の堂宇も、兵燹に罹りしに、祚政、開山の眞像、什物を携えて、北ノ庄へ立退き、永平寺(後名鎮徳寺)を建つ。程なく、織田信長、來りて平定し、柴田勝家に當國を賜はりしかば、當地へ歸住し、或云、此時、山上より、山下に移し、山門法堂等を、舊の如くに再興す。舊寺蹟は、山上にあり(名蹟考)福井鎮徳寺の條、參看)及日本美術圖譜解題。天正十九年、後陽成帝の時、又々綸旨を賜はりしが、二十世門鶴を経て、二十一世宗突、名古屋萬松寺より入りて、貫首となるや、元和元年、徳川幕府、永平寺法度を定め、第一條に、出世轉衣を規定し、當寺を曹洞宗の本山と確認したり、且、宗突は參内して、大通智光禪師の號を賜はり、特勅賜禪師號の例を開きぬ。

徳川氏は、秩序を隆へ、非人乞食にすら、頭領を置きしはかりなれば、佛教各派の淵源を尋ね、本寺を定め、相當の保護をなし、他は、皆末寺とし、宗祖開基の寺か、眞室等と關係し、抹殺しがたき格式ありて止むを得ざるものゝ、數本山を置き、其眞正のものには、總本山とか、總法務とか云ひて、統情の責任を負はしめし、際、當寺を、洞宗の本山と定めて、總持を肆

關東三ヶ
より昇山
の例始ま
る

思せしめしに、總持寺の末寺、芳春院の開祖、象山(朝倉義景の舊臣出家す)前田利長の信仰を受けしを緣とし、總持寺末、凝露の上、象山をして、加州侯の幫助を受け、家康に歎願せしむ。家康、侯の切情を黙止し、難く、曾天海が、後來紛擾の因なりとて、切諫するを聽かず、元和元年、兩寺に殆ど同一の朱印、條目を與へたり、されど、日本曹洞宗、下之末寺如先規可守當寺示訓事の一條を加へ、當寺の地位を一段高からしめたり、是れ蓋し、宗突、家康に龍遇せられしに依りてなりと傳ふ。盤山といひ、象山といひ、當國人に

是より先、慶長八年、福井侯秀康、二十石を寄進す。同十七年、幕府は、總持寺の末派より、撰み、祿所を置き、下總國府寮の總寧寺、江戸麻布の龍穩寺、下野富田の大中寺を、天下の總祿として、關東三ヶ寺と稱し。駿遠參のかは、遠州)之を統轄せしめ、當寺へは、必此三寺より昇任する習慣始れり、寛永十年、幕府、寺社奉行を置くや、總祿を、其一種の統治機關とせり、其前後争訴絶えず、二十二世祚天の如きは、遂に寺運の犠牲となり、遠竄の身となりぬ。

寛永四年、祚天、關東三利の一なる、大中寺松董と、轉衣を永平寺に於てすべしとて、種々訓策せし結果、關老、酒井雅樂頭、土井大炊頭の裁決に依り、二人は、越後に流さる。

茲に於て、關東三利中の他の二利、總持寺と謀り、扶桑國曹洞宗法度なる規定を頒ち、總持寺門下をして、永平寺の法脉の寺を嗣がざらしむ。

下篇 各村誌 志比谷村

二十三世秀察二十四世龍札二十五世良頓二十六世良義を経て承應元年二十七日世英峻總寧寺より入りて、貫首となるや、又一訟ありて、當寺の權を確めぬ、

英峻松頓なるものをなして、總寧寺の後住たりしむるを肯んぜず、爲に訴訟となりしに、幕府松頓を津輕侯に預けぬ、蓋し、幕府の權を以て、總持寺門下にして、永平寺に住せしめ、以て紛争の調和を計りしなり、

寛文元年福井侯光通より、五十石延寶四年松岡侯昌勝より二十石を寄進し、元祿十六年には、新條目出で、一師印證の古法を回復することゝなれり、

五十世玄透宗規を撰出す御撫物降請の例始まる

其間二十八世門渚二十九世御洲三十世光紹三十一世月洲三十二世愚門三十三世徹翁三十四世高郁三十五世晃全三十六世本祝三十七世天梁三十八世巖柳三十九世承天四十世喝玄四十一世雄禪四十二世江寂四十三世央元四十四世越宗四十五世湛海四十六世良順四十七世董元四十八世台明四十九世國元を経て、五十世玄透に至り、伽藍を修理し、小清規を定め、祖規を復古す蓋し、開山禪師の五百五十年忌を機として、振作せしなり所謂洞宗宏振禪師空華翁にして、今も諸建築の額聯等に筆跡を留むること多し、勅願祈願の御撫物を毎歲降請する例も、此時に始まれり、

是より先き、寛政八年、總持寺門下も、釋衣を隨意にすることゝなり、永平寺の權、稍高まり

しに玄透遺志を繼として、小清規を、全宗に行はしめんとして、成らず、遂に、永平寺門下に行ふに止まり、遺志にすら、總持門下は、登山せざるの紛争ありしが如し、

永平寺古規則裁許狀

曹洞開宗道元之家訓、近世頗亂其正傳者多、法道之踐、災、恐乖祖意、故、往年、毀禪堂、遺僧堂、一欲革其弊、以復道元之古規、各感其志、既、遷老中之、總訖、自今以往、一山之僧徒、愈修永平之古規、永不可際開祖之家風者也、仍如件、

享和元年辛酉年七月

- 顯 豐前守 正 設 列
- 脇 淡路守 安 董 列
- 松 周防守 康 安 列
- 阿 播磨守 正 山 列

享和三年癸亥、祖規復古

宣言、

永平寺開祖道元禪師者、創修聖節看經之道場、然、今宏振禪師、祈祖訓、且欲使末派遵行、

此法其結、遠達

天聽、像賜御撫物、彌宣奉祈抽丹衷、

寶祥延長、自今、齋準古規、永不可廢弛者也、

七月三日

權大納言經逸花押

永平寺宏振禪師

下宿 各村誌 志比谷村

孝明天皇
より開山
に諡號を
賜ふ

關利昇山
の例止む

今上天皇
陛下より
開山に承
陽大師の
勳額を賜
ふ

管首交代
確定し兩
山の協約
成る

今上天皇

五十一世惠元、五十二世宣崇、五十三世爲戒、五十四世己海、五十五世大因、五十六世雲居、五十七世禹隣、五十八世道海、五十九世觀禪を経て、六十世臥雲に至り、萬延元年二月、孝明天皇より、開山禪師に、佛性傳東國師の諡號を賜ひぬ。

嘉永三年より、十二年間に涉り、袈裟の環について、紛争ありしが、明治維新の際、頭徳會議などを開き、凝議し、二年には、兩木山制に復する御沙汰あり、四年五月には、相互轉作の制も許され、五年(環溪の時)井上馨も盡力し、兩山の盟約成り、一年交代を以て、管長を勤むることとなり、十二年協和の盟約を結びぬ。

明治十二年、六十一世環溪(宇治興聖寺より昇住し關)の時、今上陛下、開山禪師に、承陽大師の徽號を加賜したまひぬ。同十五年、本末憲章を發布し、本山貫首を末派の公選とす。次で、六十二世雪鴻、早く逝き、六十三世琢宗の時、諸堂も修葺され、二十一年、永平寺道も開鑿され、六十四世の現貫首悟山に至りぬ。

三十二年、兩山の協約成り、管長交代も確と定まり、多年の紛争も治り、同三十九年には、兩山協力して、宗規を定め、今や、兩山にて、一宗務院を東京に置き、一大學林、四中學林を設くる等、益協同の實を擧ぐる真に、洞宗の爲に慶賀すべし。

三十五年、開山大師、六百五十回忌の法會に、陛下勅額、承陽を下賜したまひ、殿堂の

陛下承陽
の勳額を
賜ふ

開山忌

増改も少からず、殆ど、面目を一新せり。開基以來、今年に至るまで、六十四世、六百五十六年、法燈高く輝き、全國の信徒を導きつゝあり。

開山忌 開山の示寂九月二十九日、陰曆八月二十八日なりし故、毎年其月二十



道元禪師自畫自贊の像

三日より、二十九日まで行はれ、老若男女遠近を厭はず、參詣して實に、全山を坩む。臨時に、陰曆八月廿二日よりなりしが、今は、陽曆に推歩して、かくは行はるゝなりとぞ。

下篇 各村誌 志比谷村

開山道元
禪師略傳

開山道元禪師略傳

禪師の傳の梗概は、
孝明天皇より下したまはりし、國師御宣下御勅書に詮顯されて除蓋なし、先づ之を掲げん、

勅 吉祥山永平寺開基道元禪師 本出華胄 便入桑門 重睡照室 夙表人天
之師 一葦航海 遙求佛祖之道 禪慧圓淨 辭彼震旦之雲 身心脱落 歸我
口出之邦 觀有爲法 普濟萬物 以無礙慈 覺悟衆生 創興聖於城南 開吉
祥於北越 玄化偏覆 芳聲遠播 九重延想 萬里契誠 相門降貴 武夫銷勇
盛哉妙機 大哉道徳爾來 瓜瓞綿綿 閱永平六百星霜 馨香芬芬 薰楓宸一
脈天風 緬懷厥人 豈無徽號 宣證佛性傳東國師
嘉永七年二月二十四日

又右勅書に執奏勸修寺顯彰の副翰あり、是れ當時の貫首臥雲が、其天恩を拜謝する爲に參内したる後に、投せられたるものなり、即ち左の如し、
越嶺吉祥山永平寺開基道元禪師踏道於幼冲、極法於天童、謝豐莊伴猿鶴、竟祖於邈

敬啟宣下
御勅書

大師號宣
下御宣旨

世綿々道場美哉、裔成潔哉、道心其德聲遠響於昆代、高達干天朝降聖旨、爰賜徽號、證佛性傳東國師、是偏祖師流徳、當任至誠之所致也、加之、今上洛參内者、寔以爲桑門之紹隆、永林之光輝乎、因染微意、祝毛之狀如件

嘉永七年四月三日

前左少辨 華押

永平寺明覺禪師

今上天皇陛下より大師號御宣下御宣旨左の如し

佛性傳東國師

謚 承陽大師

從一位

太政大臣 勳一等 三條實美奉

明治十二年十一月二十二日

天皇
御璽

太政官副達

下篇 各村誌 志比谷村

今般特旨を以て其宗祖

佛性傳東國師へ

大師號宣下被

仰出候事

明治十二年十一月二十二日

大政官

かくも歴代、聖上の優渥なる皇恩に浴する禪師の略歴を記せんに、禪師法諱は道元希玄と號す久我道親(現侯爵家)の第五子にして、正治二年正月二日、京都に生る年八歳、慈母藤原氏攝政基房の女を喪ひ、哀悼措く所を知らず、香烟の鼻々として篆書の幻影乍ら生じ、乍ら滅するにも諸行無常を感ずること深く、且慈母の遺誠もありしかば、前攝政關白藤原師家に養はれしにも拘はらず、十三歳の春夜に、出家翌年、得度して、叡山に學び、十五歳の時、禪旨を濟門の祖、榮仁に建仁寺に問ひしに翌年、榮西示寂せしかば、少らく、榮西の法嗣明全に従ひぬ。

出生

川家

入宋

嗣法
師 朝

如淨の垂
戒

貞應二年、禪師年二十四、入宋の大願を起し、後堀河天皇の宣及び兩六波羅の關券を得て、榮西の塔廟に禮辭し、前左衛門從三位入道木下道正庵隆英(其裔は京師に、承陽殿に、大和の人、從五位加藤景正、師法を宋に學び、安貞元年八月歸朝す、時に年二十六、千を製し、一を北條時頼に、一を禪師に獻す、是即ち、唐四郎唐物の茶入といひ、後世人之を賞重す、陶器類、後地を瀬戸に相して、所業を開き、子孫繁殖、業盛を極め、世陶器を瀬戸物と稱するに至る、村民、陶祖といひ、祠を建て、陶彦社とを稱へ、明全と共に、商船に駕して、萬里の滄溟を航し、浙江省慶元府に着す、時に、南宋寧宗嘉定十六年なり、夫より、天童徑山育王山に學び、遂に、亦、天童に歸り、新に進山せし長翁如淨禪師に心服して、從學し、遂に宋の寶慶元年、長翁より、佛祖正傳五十一世の祖位、所謂血脈を嗣ぎ、同三年、即ち我安貞元年、相傳の袈裟、其他を受け、歸朝す、師遺骨を腰に懸り歸る、京師、建仁寺に居ること三年、普觀坐禪義、本邦最初の聖典を著はし、寛喜年間、深草安養院に閑居し、天福元年、宇治の極樂寺といへる廢寺を興し、聖興寺と號し、居ること、前後十一年、問法者踵を接す、禪師年四十四、會々、波多野義重の懇請あり、如淨師の垂誠に、汝以異域人授之表信、的國、布化、廣利人天、莫住城邑、聚洛、莫近國王大臣、只居深山、幽谷、接得一ヶ半ヶ、勿令吾宗斷絶、云々とありしを、思ひ合はせ、即ち、當國に來り、吉峯に

下篇 各村誌 志比谷村

鎌倉の北
後時頼に
法が脱く

庵居し、禪師峰に移り、永平寺に住持すること十年、其間、一たび鎌倉に飛錫し、執權時頼に法を説くこと懇切を極む。

時頼が、教外別傳の請問に答へて、

あら磯の波もえよせぬ、高岩にかきもつくべきのりならばこそ、

聞驚塾

半年喫飯白衣舎、老樹梅花霜雪中、驚塾一聲轉、露霽帝都春色小桃紅、

後五年、時頼、後嵯峨の皇子、尊親王を迎へ、鎌倉の主とす、禪師の應化、與りて力ありと傳ふ、其後、再び往かず、

建長五年、寺務を、法嗣に譲り、八月五日、山を下り、病を京師に養ふ、途中にて、

草の葉に、首途せる身の、木の目、山、空に路ある、山地こそすれ、

此月十五日、中秋、一天雲なき明月を望みて、

また見んと、おもひし時の、秋だにも、今宵の月に、ねられやはする、名勝志には祖壇の池川に見

給ひて

と吟じ、遂に其二十八日、高辻西洞院の眞柄覺念左金吾入道と稱す今立郡北村の

示寂

詩歌

の及先祖(助)の家にて、示寂す、

五十四年照第一、天、打箇躑躅觸破大千、噴渾身無着處、活陷黑泉、

と云へるは其遺偈なり、著述普觀坐禪義(一)、正法眼藏(九五)、永平廣錄(一)、永平請規(二)、寶慶記等は種百十三卷あり、左に吟咏を附載し、略傳を了へん、

深草閑居偶作

生死可憐雲更、道途客路夢中行、唯留一事醒猶記、深草閑居夜雨聲、

題世尊出山圖

腰頭帶此風流袋、奪得松風且出内、更賣臘梅拈一枝、往來天下鬪人貧、六年苦行、一坐成覺、瞥地萬劫笑端、是什麼破木杓、

洞山因僧問、時節恁麼熱、向甚處回避、山曰、向寒熱不到處回避、僧曰、作麼生、是寒熱不到處、山曰、寒時寒殺、閑黎熱時熱殺、閑黎、

寒熱來時撒手行、眉毛落盡喪虛名、太平本是將軍致、莫使將軍見太平、

山居十五首錄三

幾悅山居尤寂寞、因斯常讀法華經、專精樹下何憎愛、月色可看雨可聽、

下篇 各村誌 志比谷村

西來祖道我傳東、釣月耕雲慕古風、世俗紅塵飛至到、深山雪夜草庵中、
前樓後閣玲瓏起、峰頂浮圖六七層、月冷風高箇時節、夜傳半夜坐禪僧、

不立文字、いひ捨し、その言の葉の外なれば、筆にも跡をと、めざりけり、
應無所住而生其心、

坐禪、水鳥のゆくもかへるも、跡たえつ、されども、道は、忘れざりけり、
(歸風記てまなから)

守るとも、おもはずながら、小山田の、いたづらならぬ、僧都なりけり、
濁りなき、心の水にすむ月、は、波もくだけて、光とぞなる、

草庵雜話、春風にわが言の葉の、ちりけるを、花の歌とや、人の見るらむ、
無常

朝日まつ、草葉の露の、ほどなきに、いそぎな立て、ぞ、野邊の秋風、
世の中は、なにしたとへん、水鳥の、はしふる露に、やどる月影、

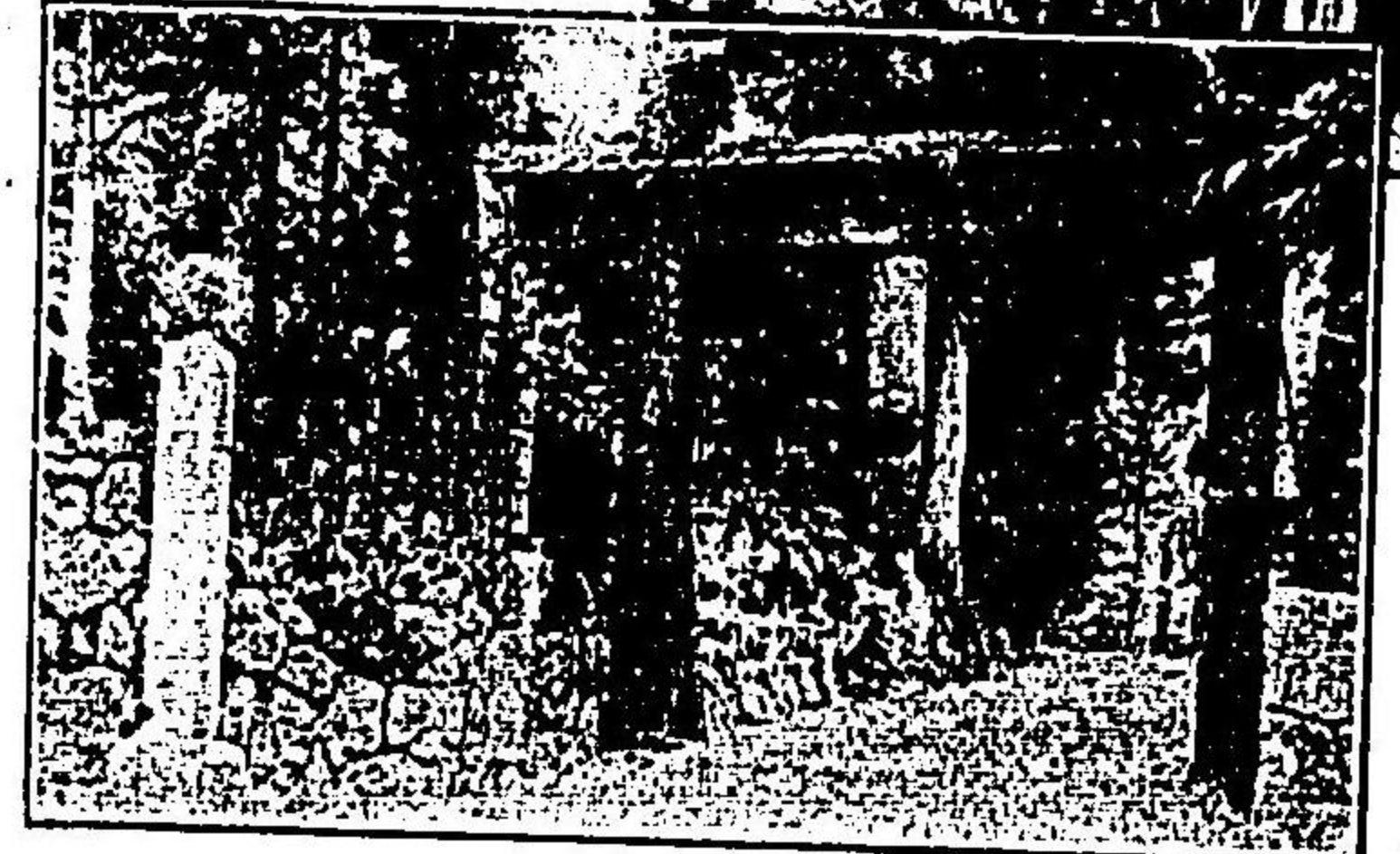
十境

龍門龍橋月假



五十丁山に入りて、永平寺に
禮す、道元禪師の御寺なり、邦
幾千里を避けて、山かげに迹
を給ふも、賞き故ありとかや、
(奥の細道)

下篇 各村誌 志比谷村



假月橋 十境 其六
此橋亦在龍門之下其様
反而曲也形如半月故稱
(吉祥草)
橋下之白練者所謂龍門龍也

一 山居(名蹟考には、入山の時吉野
邊の谷川を見てとあり)
立よりて、影もうつさじ、溪風のなが
れて世にし、出んとおもへば、

十境 (吉祥草)
山門從古、有題詠十一、其數似闕、今之
堂頭、勅特賜圓成實性禪師、大虛老和
尙、自別白其境與景、揭十而題焉、(詩は
略す)

其一 傘松峰
此峰、在東南方、距寺、可一里、因老松枝
垂如傘蓋、而名焉、吾祖、始采而山之、都
號、後自改吉祥山、今、別指峰、
其二 劍降嶺
此峰、聳寺之南方、高爲衆嶽之尊、傳云

昔、靈劍降於嶺上故得此名、

其三 玲瓏巖

此巖、在寺之東溪側、可一牛鳴、崛起幾乎四五丈、支那天童、在此境、因是吾祖、采以同其名、

其四 虎跑泉

東溪之上、可一里而有瀑、其落也十餘丈、而三級、俗名虎跑瀑、所謂虎跑泉也、是亦采以同天童境、

其五 湧泉石

此境、在總門之下、溪流激石、勢如轟、故名、

其六 (寫真參看)

此水、出祖堂之檐下、接筒而引、灌而充、眞前湯茶之用、傳謂妙理權現之所獻也、

其七 白山水

此松、禪寺之東巖、而靈幹分兩岐、其抄十丈、老枝垂蓋、吾祖昔設齋、時應眞降臨、干

境内の諸
勅使門
建築

長松之上者、即是也、故有此稱、

其九 靈山谷

靈山院名、在寺之西北、可一箭道、昔吾祖讓席於非祖之後、歇息此院、而赴洛院、在此谷、故名、

其十 菩提園

園在總門外、可一牛鳴、森然長杉下、非祖之所憩也、眞俗沒故者、皆葬于此園、立浮圖、故名、

少しく境内の諸建築を記さん、

勅使門 志比より通ずる坦道よ

り龍門(此外に縣の)を入りて、最初に

人目を惹くもの、天保十三年、西隣の

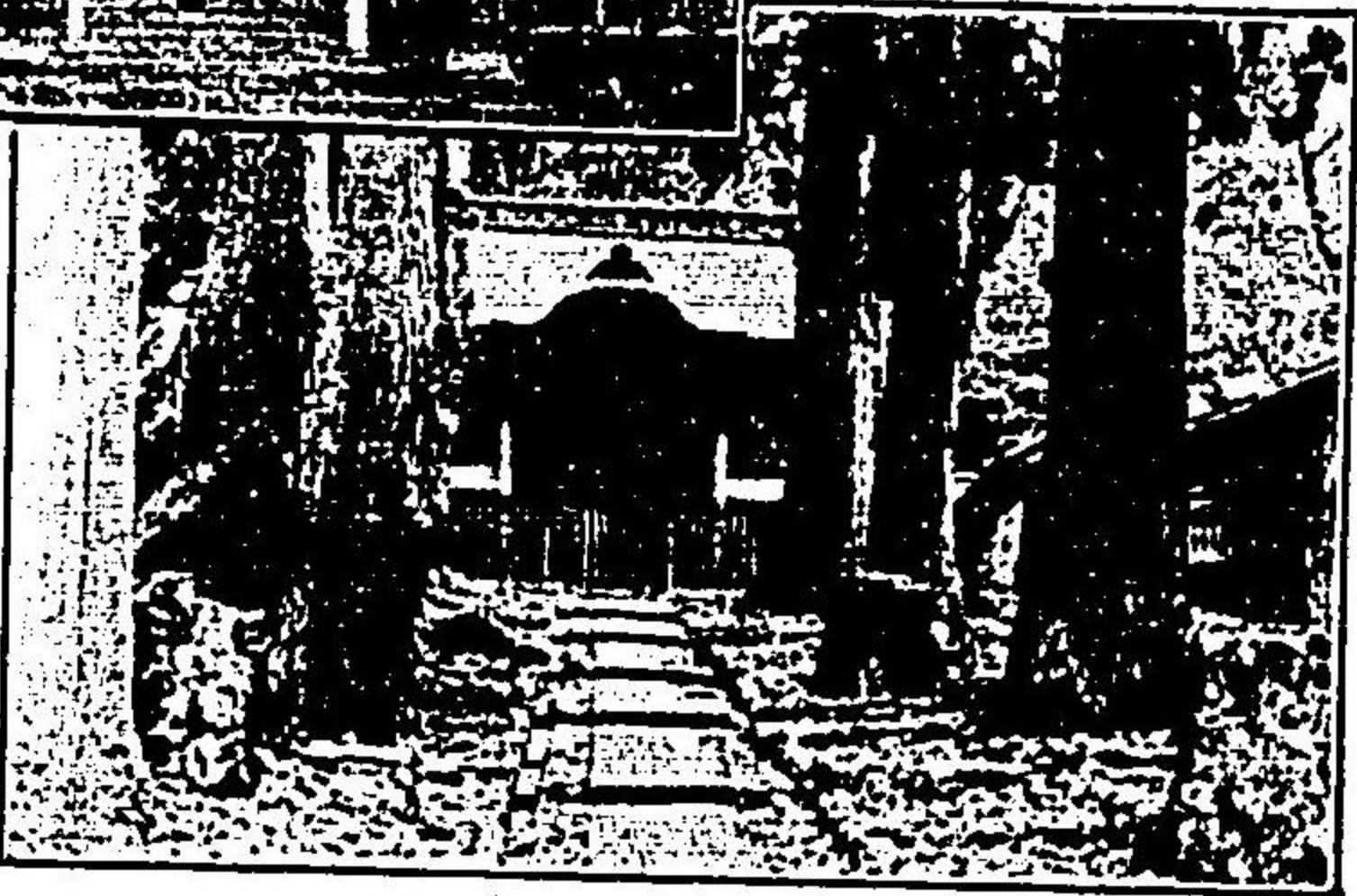
建つる所、

下篇 各村誌 志比各村

舎 利 殿



勅使門
鎖して常人をば通せず
吉祥山空華翁の額あり



勅使門

舎利殿 遺身堂圓堂
の名あり遺骨を納むる
所圖記を求むる所

舍利殿

福非侯の
廟所

松平忠昌
小傳

香水海



一山の入口以内草鞋
下駄を禁ず草履を要
寸門内庭に見ゆるは
浴場香水海なり

通用門

舍利殿 勅使門の上方通用門と
の間に在り、文久三年、臥雲之を建つ
三十餘坪、福非侯の廟所、第三、隆芳
院、忠昌及殉死の數臣を葬る、今も、侯
爵家の香火絶えず、

○眞露草紙云 一、永平寺には、誰もし
ることく、隆芳公の御墓、山上にあり、公
の爲に、殉死したる者の墓、公の御側に
あり、此殉死の者の墓には、何もなくし
て、墓のみありときく、殉死の者の首を
納めたるものなりと、瀧勘藏殿、武田信
余に語れり、則、勘藏の先祖、殉死したる
故、彼の家に傳りたりといふ、
○越藩史略系圖、忠昌、參議、正四位下、伊
慶長二年二月、受封、於、上、生、大、阪、母、清、涼、君
石、元、和、元、年、正月、十一日、從、四、位、下、侍、從、
十二月、移封、常、州、下、妻、三、萬、石、正月、二十

輪藏

山門

開山筆の
大額

五日、移封、於、信、州、松、代、十二、萬、石、四年、移封、越、後、高、田、二十、萬、石、寛、永、元、年、三月、受封、於、越、前、國、
九、萬、石、隆、芳、院、殿、
同、細、註、或、謂、葬、公、於、志、比、永、平、寺、淨、光、院、假、造、靈、廟、而已、余、暫、不、信、此、說、也、
同、龍、主、計、直、房、秩、千、石、未、冠、せ、ず、龍、翔、山、寶、泉、寺、泉、寺、靈、寶、に、自、殺、す、時、に、年、二十、二、南、城、仁
左、衛、門、介、錯、す、傑、山、宗、節、居士、と、誦、す、其、子、を、勘、彌、信、政、といふ、
同、毛、受、將、監、々、公、之、に、謂、て、曰、く、異、日、如、吾、死、せ、ば、汝、之、に、殉、せ、ん、か、々、々、將、監、臣、此
を、以、て、殉、せ、さ、る、なり、云、々、按、に、此、時、殉、死、せ、し、もの、山、内、準、入、齋、藤、民、部、鈴木、多、宮、太、田、三、彌、
山、本、左、門、水、野、小、刑、部、等、各、所、に、於、て、す、

輪藏 折本の大藏經を藏む、經筒一軸上に載せられ、回轉自在なり、建坪は二十
三坪、嘉永四年に成る、

山門 通用門を入れれば、左側に緯ゆ、長十間、幅五間上に、五百羅漢、下に四天王あり、
樓上の勅額は、日本曹洞第一道場と題し、後、開融帝の御宸翰、(名蹟考)後、光嚴院、御宸
翰の額有之、山掛候事、中絶年久しく、相成候故、享保三年、願の上、先規之通、揭候儀、御免
にて、山門の二階にかゝり、八月、開山御忌之節より、諸人まのあたり、拜見すと云、とあ
るのも是なり、階下の額は、開山の筆、横三間、縦壹間半、(沿革の章)其左の聯は、己海の
筆跡に成り、寛永二年、大智慧の建築といふ、壯麗雄偉、古色蒼然、其名全國に鳴り能く

話題に上るもの。

五五〇

中雀門



輪殿又經殿標月の額臥雲の
建築侯廟の隣香海の背後



山門

中雀門 山門より諸
佛殿に詣るには必ず此
處よりする。中間の正門
にして、昔は教臺と稱せ
しが如し、額は梅熟と題
す、僅に六坪餘なれども
至要の通路にして、建築
奇巧、亦注意を惹く、五成
樓と稱せし、鐘太鼓を懸
くる鐘樓門は、此門の東
に在り。

佛殿

佛殿 中雀門の正面に在りて、左右の兩廊より達すべし、享保九年、承天の建て
しを改め、明治三十五年に再建せしものにて、坪數百四坪に餘り、須彌壇上には、迦葉

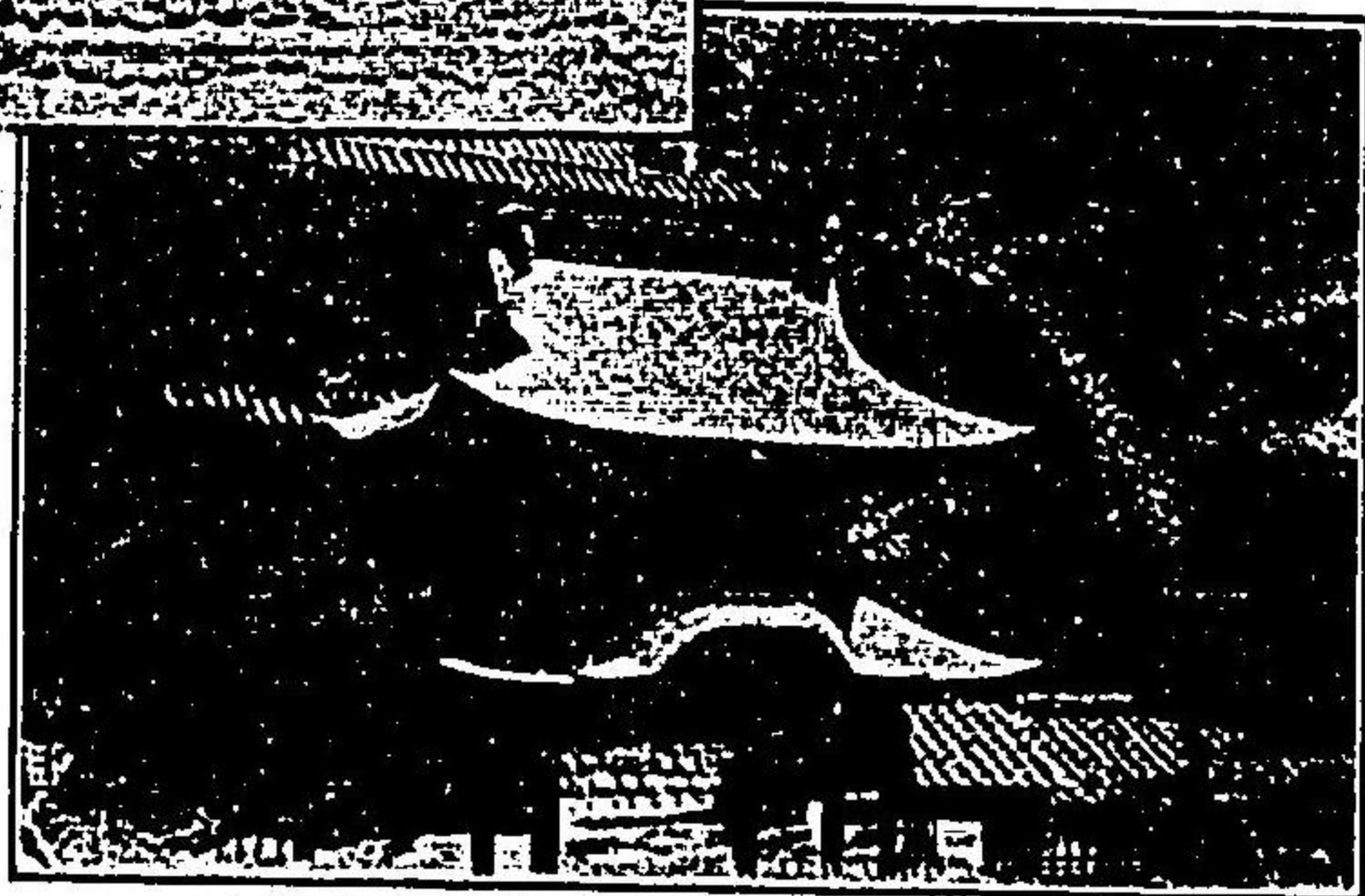
前田雲洞

永平淨域尊常 山比天童開志莊
宸筆傍題留目色 公家廟寢置花香
祖師忌祭齋供饌 聖主勅宣禮符昌
頓拜法願忘彼我 光明對照自空光

(過去)釋迦(現在)彌勒(未來)の三尊像を置き、聖上陛下の

中雀門

臥雲の額玄透の聯
四通の衝八達の門



中雀門

聖壽牌を、正面に又、御祈願
の歴代諸帝の尊牌を安ん
じ、左右の脇壇には、達磨宗
祖(如淨)開山の師等傳法の
諸祖護法諸善神、其他の靈
牌を置く欄間の彫刻は、一
種の禪史にして、正面覺王
寶殿の額は聯と共に玄透
空華の墨痕なり。

承陽殿 佛殿より左し、

將に法堂に達せんとして
左折すれば、白山水其七境拜

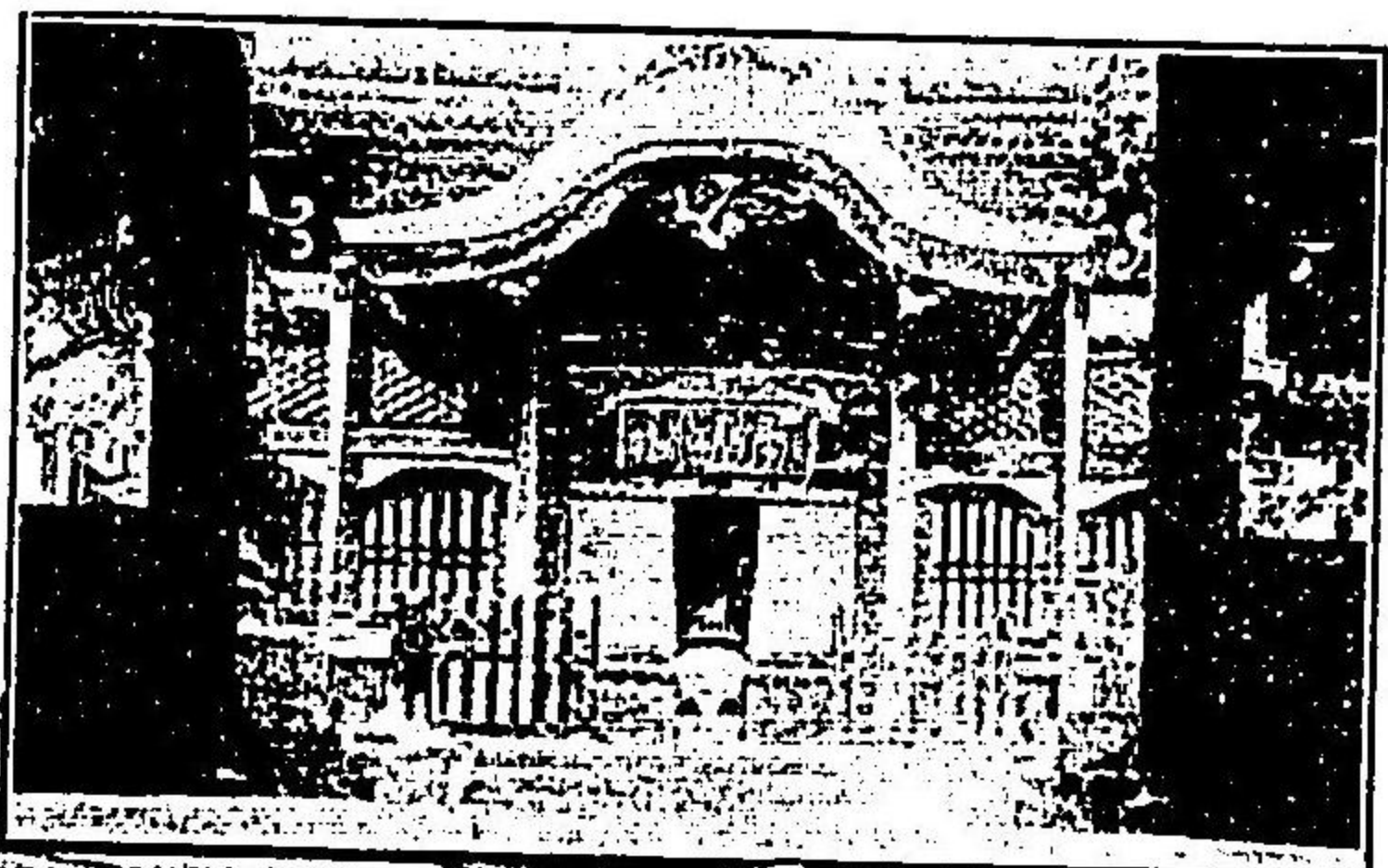
殿を経て此殿に達すべし、即承陽門又は承陽の中雀門と稱する、唐門の正面、奥にあ
り、殿外には、岩倉具視の筆に成る、承陽殿の大額を掲ぐ、戸を排して入れば、正面高く

下篇 各村誌 志比谷村

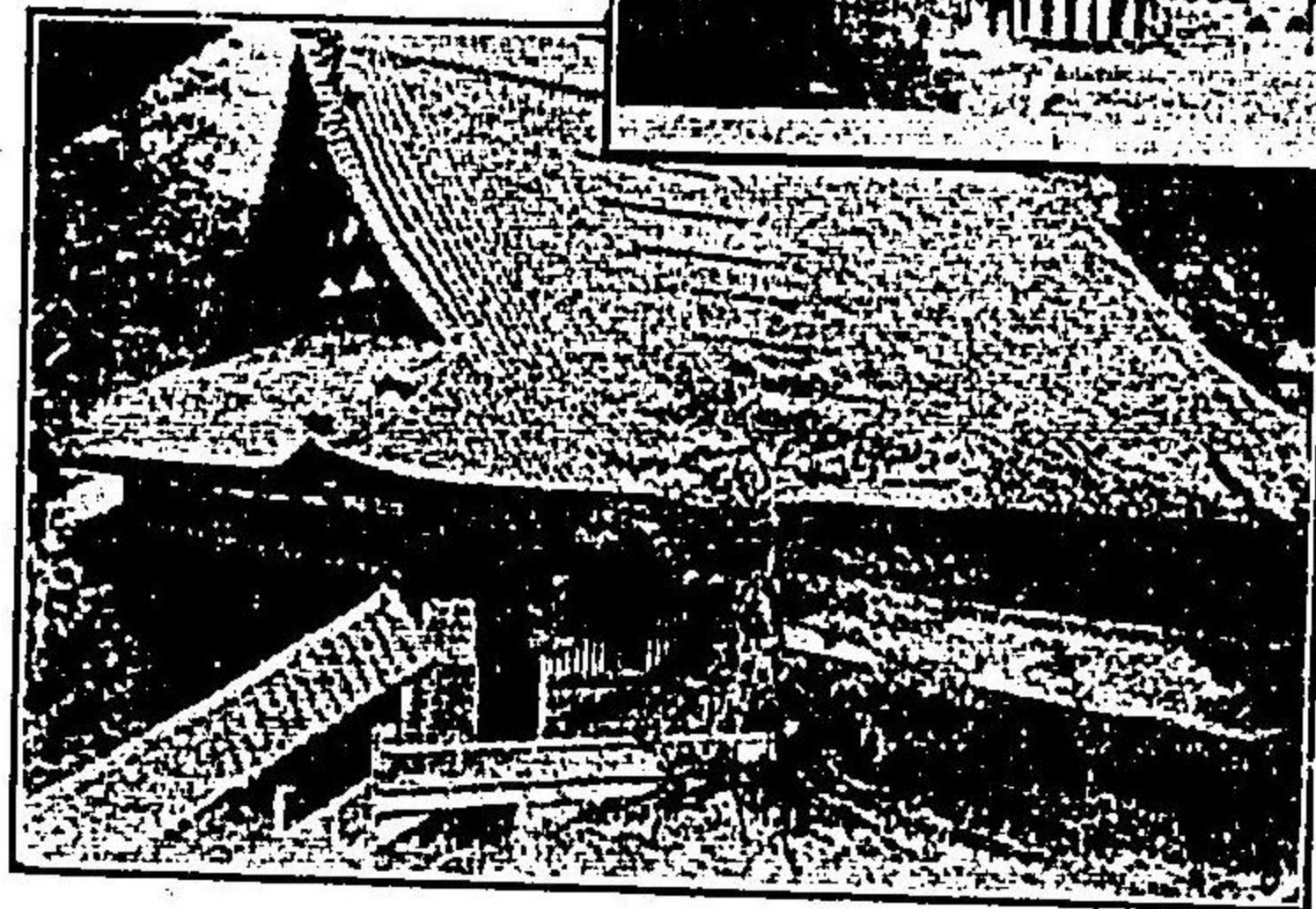
五五一

今上陛下の勅額、承陽を奉掲す、即ち三十五年に下賜し玉ひしものなり。此殿は正しく開山大師の靈廟にして、正面奥殿に大師の尊像と舍利とを安置し、其左右に二世乃至五世四禪師の像、寂圓、寒巖、圓明諸師の位牌を安んず、拜殿の正面右壇には、六世以下本山歴住の位牌、左壇には、久我岩倉波多野木下等、本寺に關係ある諸家の靈牌及び開基義重入宋の隨從者木下道正庵の木像を置き、左右の脇壇には、入祖堂特許の末派法孫の位牌を置く。照第一矢の額は、環溪之と書く聯は、玄透の筆なり。此殿

承陽殿



一名雲堂又選佛場安居靈納之坐

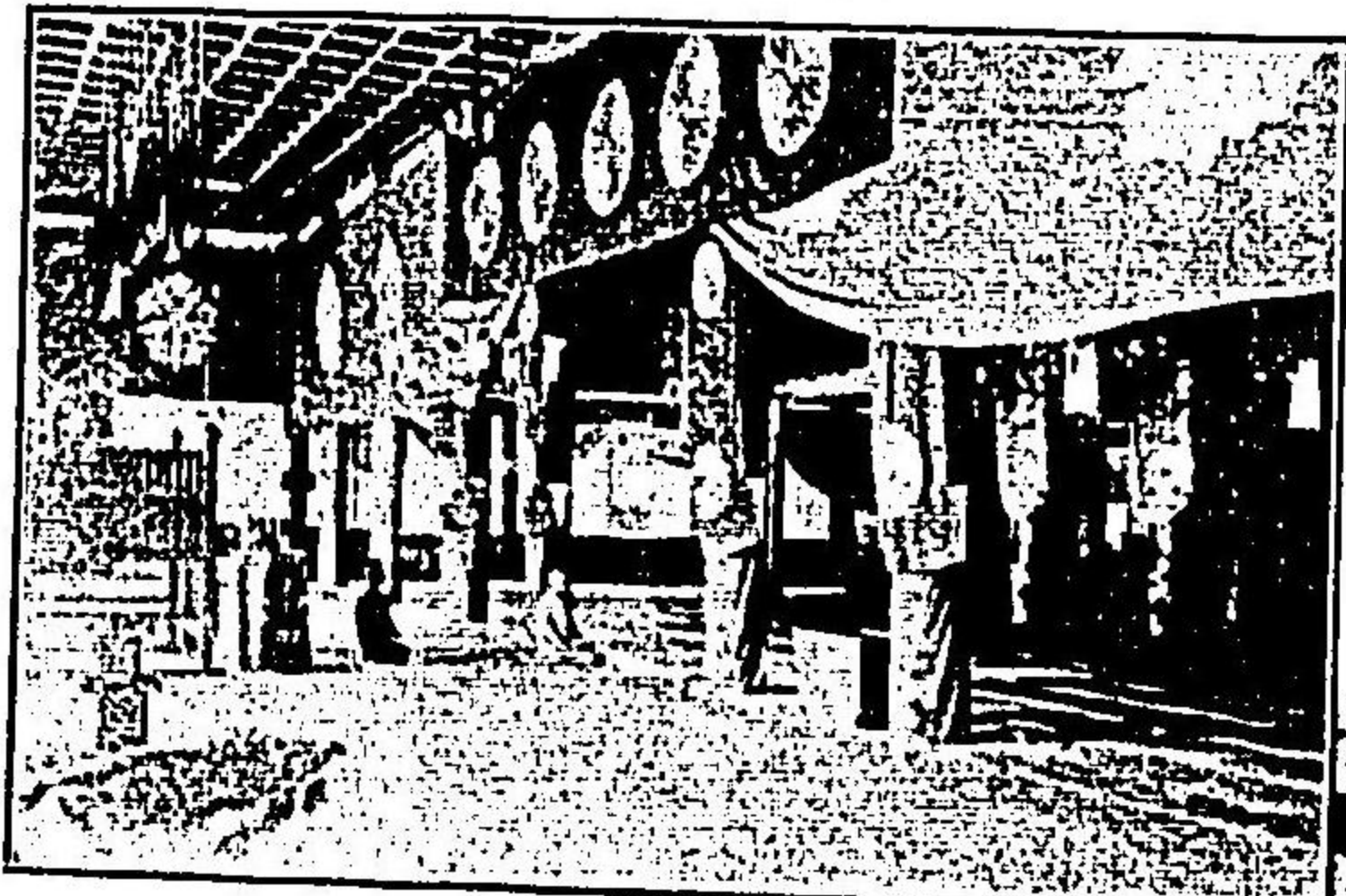


僧堂

永平禮祖塔無際
爾來古佛遺風流
白雪開高五百秋
夜深更聞人不見
一輪明月樓西樓

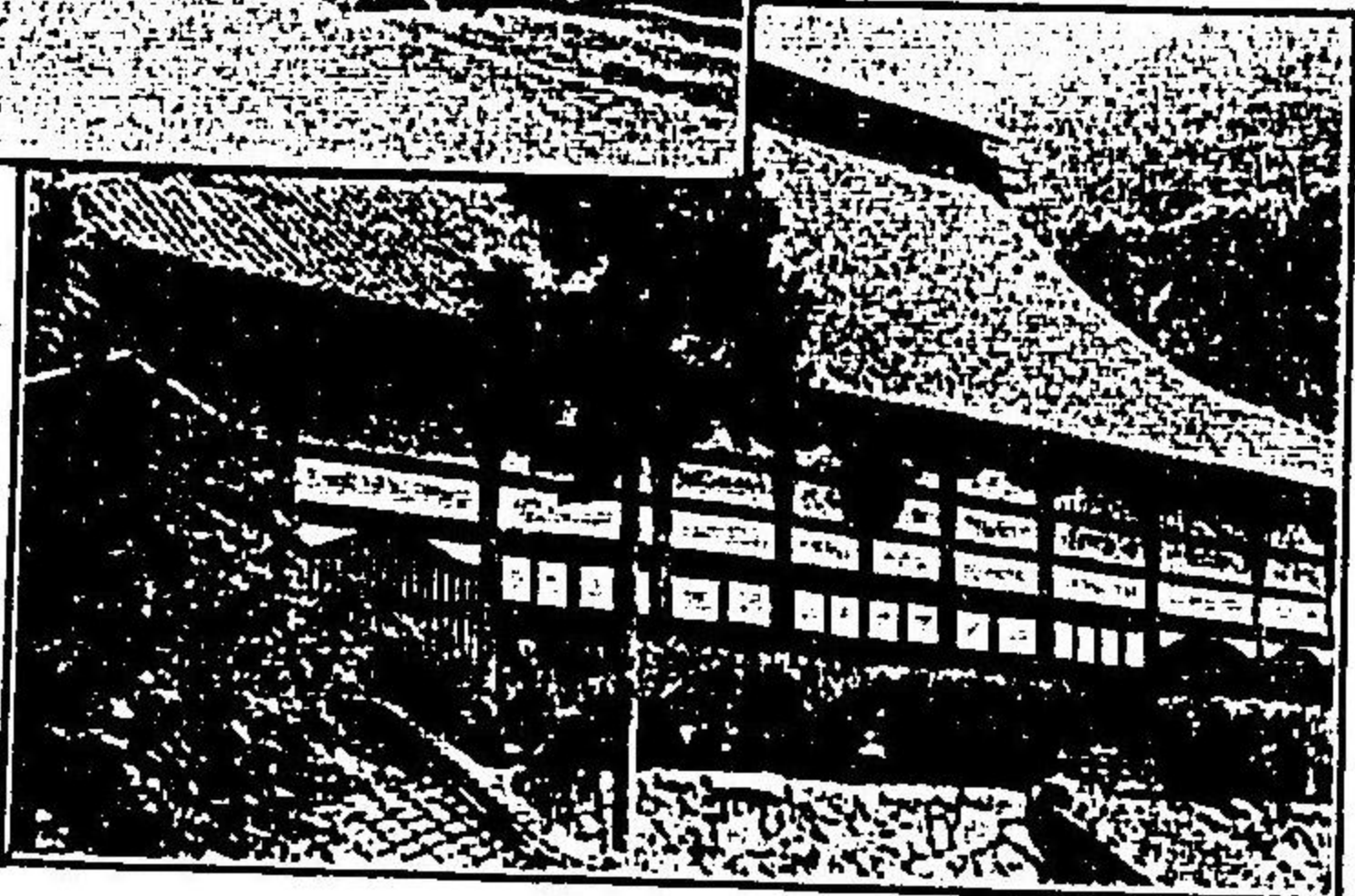
開山の遺骨

法堂内部



法堂
堂外法の額は
有栖川熾仁親
王殿下の御筆
天保の二年丙
隣の建築

下篇 各村誌 志比谷村



佛殿正面
高地に巍然た
るもの法會の
時のみ尊像を
安ず

法堂

堂明治十二年祝融の災に罹りしを、同十四年天眞(環溪)再建す、本殿は、十五坪餘拜殿は、四十二坪餘なり、

○眞雲草紙云、一、承陽殿は、永平寺開山堂にて、開山の木像有之候堂也、明治十二年焼失後再開山堂を新築せんとて、先、焼跡を取片付、焼土取除かんが爲めに、三尺計、土を掘り返し、委りたる内に一つの瓶を掘出し、夫々、御改候に内に骨の様な物有之候相改候に則開山の納骨なること、列然し、當時、禪師、久我環溪氏には、無々、開山の納骨の場所不相分、心配候處豈計らんや、承陽殿の焼失により、一段は落膽候へども、確乎たる納骨の場所分明に相成嘆の内、歎にて、更に、右瓶を鄭重に取殿、再び開山堂の眞

長松君の墓所

下に、相納候山承之(鈴木準道、御代拜に罷越候節は未だ、開山堂再建前に付、納骨の遺跡に
ある御舍利遺蹟の又、新に相納る場所等に印等有之候有等之云々、役所案内之節、承之候事。
一、永平承陽殿より、去明治十二年、火を失し是か爲に、開山堂承陽殿焼失せり、此時、長松君
秀康公の越藩史略、元和五年十二月六日、秀康公の御母君、北庄に卒す、春秋七十有に君は、
御實母也、永見氏の女、諱は阿滿長勝、一松作院殿松室妙哉、一作瑞巖玄祥、大姉と謚す、別を
永平寺の御墓も、延焼せり、依之御墓を改造せり、段々、檢査して、御墓の下を、少々掘て土を
を築直したり、此時御納棺の御模様が拜見するに、御臥棺にして、決て、火葬の御模様に
さやと見受たる、旨、今年、明治十三年の、秋家扶鈴木準道を、福井へ遣し、其節永平寺之代拜
に罷越役僧に承候山にて、歸京の上余に語れり。

準道云、明治十三年より、年一度東京より、福井表の神社並に御寺に、御代拜に令扶の者
被遣候御趣意に相成、準道、福井表へ罷越神社、各寺、御代拜相勤、永平寺御墓地、御代勤長
松君御墓地、焼失後、御石碑出来、見分旁、罷越其節、本文、正二位公之御認有之如く、案内の
役僧より承之、尤、

御臥棺と認信候は凡五尺計下は三尺餘の石板にて、六尺餘、數語有之故に、御火葬に
は無之候と存候山中間之、亦御石碑長松院殿云々、或は、程の年月日云々記載せしは、
村田氏壽の父藤齊翁の撰述なり、同人に、認方、御中間有之候に付、長松院殿は、村田家
に山葬有之跡を以て、正二位慶永公之思召にて、御申付に相成候、

○近古史談などに記せる、福井侯の諫臣、杉田登岐も、亦永平寺に葬れるなり。

越藩史、藩杉田三正は、大和國三輪の人、杉田氏或三輪氏、亦以其先、世々、戒正肥後守肥

杉田三正
小傳

守子孫落魄來藩請職、即爲三正、隸士、稱藤原氏號大休、に仕へ四傑と稱せらる直諫して容
精上泉之刀術、今横山氏所有、傳是矣、藤原氏後絶祀、 せられず、之を去る、三正、始、權之助と號す、忠昌公、四方の士を招待すると聞き、之に
趣き、少俸を以て之に任ふ、此政謂爲稟性、沈勇、容貌、威ありて、猛からず、公其器を識り
て頻に爵祿を累ね、之を登庸し、秩六千石を賜ひ、其千五百石、家老と爲す、一日、公某
山に狩す、歸路、三正に謂て曰、今日の狩獵樂しい哉、士卒の進止、恰吾手足を動かす
如し、令行れ、兵練ると謂べし、此の如んば、則百萬の衆に對すと雖も、何の畏るゝ事
か有らんと、三正再拜對て曰、臣聞く、諸士、門を出る毎に、必、父母に辭し、戰々競々と
して、惟恐ると、蓋激怒に遇て、非命に死せん事を思へば、なり此を以て、此を觀るに
則ち何ぞ令の行はるゝと謂はんや、何ぞ、兵の練れりと謂はんや、又何ぞ戰を挑む
を得ん公若仁愛を以て、衆を御せば、則士卒悅服し、令嚴ならずと雖も、猶手足を動
かす如くならんと、公勃然、城に入る、三正宅に歸り、家族を會して曰、今日言を上て
旨に忤へり、中夜必ず死を賜はんと、沐浴素服して、俟つ中夜果して、召されて、城に
登れば、公席を賜り、三正に謂つて曰、今日汝の言ふ所を熟察するに、甚善しと、親ら
佩刀を賜ふ、忠昌公既に逝き、光通公幼にして立つ、察政使屢々藩に來る、一日、三正

下篇 各村誌 志比谷村

に問て、曰く、城上、矢狭間の數幾くぞや、三正曰く、知らず、卿公の爲にするか、私の爲にするか公の爲ならば、即有司に命じて、之を算せしめよと、厥後、問ふ事なくして止む其度量此の如し、身執政たりと雖、人に接するに、禮を以てす、特に、人之を重んず、慶安二年正月二十六日卒す、志比の永平寺に葬り、補目金云葬道是と諡す

十 景 (名勝志に曰く、十一景あり、冷峯、湧泉、石、雁、月、橋、承陽、春色、西山、松、竹、徑、秋雨、假山、義介など、與せられし所なりき)

其一 承陽春色 承陽、峯、有、寺、之、右、肩、是、吾、祖、之、塔、也、春、至、則、百、花、競、開、因、爲、題、首

文彩未曾圍染汚、却前春色溢承陽、芽針自是金針小、柳線無非玉線長、出谷啼鶯遷老木、涉園愛蝶入奇芳、欲題此景堪傾盡、洞上兒孫錦繡腸

其二 孤雲明月 孤雲、開、名、在、承、陽、峯、側、昔、非、祖、之、所、居、也、軒、窓、洞、梧、干、東、南、而、月、不、物、礙、最、是、可、賞

崖頭架閣窓樞冷、迎月疎簾捲晚晴、龍祖身光輝萬古、馬師心影朗三更、標兼標處開知解、見與見緣活眼晴、自覺霜庭吟骨淨、雲巖擲帚不塵生

其三 白石禪居 盤石、在、承、陽、峯、前、昔、吾、祖、安、禪、之、所、也

堅固金剛三昧石、誰知吾祖結趺安、十方國土入毛孔、一段光明照鼻端、州主何移蘿玉

淨天魔難動湧雲、寒定面半夜生兒否、緩步悠然露濕攔

其四 青山殘雪 四山之雪、盛夏、(十一景にて)尚殘、是、天、可、賞、(曰、西山、積雪)

時丁盛夏雪猶在、須識山深境更深、萬木潑青藍萬斛、千峰擎白玉千尋、終無毒暑侵群嶺、專有清風湧已襟、運步宗衆人若回、虛空裂斷去來今

其五 假山松風 假山、在、承、陽、峯、之、左、側、老、松、鬱乎、潑、清、耳、因、設、此、題

誰將造化秘胸次、擇地庭隅巧築山、層落々兮崑崙起、清寥々也水回環、七金十寶非他界、五嶽三神在此間、大小世忘高著眼、松風吹夢碧孱顏

其六 祖壇池月 此池、在、承、陽、四、擔、之、下、情、澹、之、水、涵、月、尤、淨

祖翁德澤開池貯、水淨暗幽山月孤、傳大仙心臨寶鏡、解輪王臂獲明珠、翫光半夜龍何睡、捉影千尋猿是愚、應物現形情謂外、只堪感格不堪圖

其七 竹徑秋雨 竹徑、在、孤、雲、閣、之、西、秋、雨、可、愛

曉昏秋冷絲々雨、一徑筠篁鎖淡烟、蕭灑露漉粧入妙、玲瓏風受韻談玄、竿長竿短清平諾、莖曲莖斜多福禪、獨有高標尊者會、七賢六逸自茫然

其八 樵屋茶烟 下、觀、門、外、則、山、民、並、宇、茶、烟、時、浮、屋、上、之、家、風、可、掬

下篇 各村誌 志比各村

樵民門外百餘宇、斜視茶烟浮屋頭、少活計、時多活計、不風流處也、風流茅鏝價賤無也、借、鋤斧柄長足自由、炊爨柴薪千萬、東山神令彼助清厨、

其九 神林歸鳥 此林在木匠村之奥、林中築置、(十一景には)

晨向他方雲外飛、晚尋此境樹中歸、雌雄各處、頑頑勢、子母同時碎啄機、靈距不遭、繪繪繫、奇、翺、自、宛、網、羅、園、虛、空、鳥、道、一、條、活、非、是、林、神、應、識、稱、

其十 西嶺斜照 日落海畔、返照四嶺、

齊肩南北東方嶺、西嶺幾軒、插半天、雲散翻々、收宿雨、風來陣々、掃昏烟、斜陽珠轉、光投海、返照錦敷、影映、嶺、春、在、百、花、冬、在、雪、逐、時、堪、賞、此、嬋、娟、

妙高臺

妙高臺 法堂より通天廊を経て達すべし、支那天童山の禪師寢室は、しか名づく開山亦采て名づけられしものならむ、大因が臺の額を掲ぐ、天保十五年禹隣之を建つ、五十二坪除 目下修築中

不老閣

不老閣 妙高臺の後に連り、泉石雅致を極む、第一方丈五十一坪餘、第二方丈十五坪餘、嘉永四年明覺の建築なり、菩提座は、貴顯の特別展待の席なり、光明藏 妙高臺下の大廣間轉付の式をも行はる、所天保十年禹隣の建築に係

光明藏

り建坪百四十餘坪、玄關には現貫首の大光明藏の扁額を懸く (天明六年四月、此藏火か、延焼せし山)

瑞雲閣

瑞雲閣 又其下に在り、舊凌雲閣と稱せしもの、臥雲が書ける開名の額あり、檀信徒の應接所、明治三十四年、營繕せし所にして、四十九坪餘の總二階建なり、

其他

其他、監院又監寺、副寺、知庫の諸寮、清衆の辨食を掌る大庫院、登山僧の最初に着する接賓義雲の時、鑄造せし五百餘年前の古鐘を懸くる鐘樓、三百二十餘間の廻廊、百五十餘坪の名古屋坊、又は、越前坊、三州豊川より、寄進の大鐘、諸院諸庵等、百〇八棟、二千七百八十坪の多き上るといふ、

下篇 各村誌 志比谷村

妙高臺(貴賓接待所) 東宮殿下の御休憩所に充てらるゝ所 光明藏(禪師拜謁所)



光明藏

不老閣 (禪師方丈)

春宮殿下の御辨食所に限定さるる所

吉田郡名の起源を山門の撰額に徴するのみならず、道元禪師行狀も、又其一證とせらる、曰く、越前國、波多野、出雲守義重、擇干吉田郡、志比庄佳境、照請師、寛元元年、秋七月、於一野東、傘松峰下、建精舎、二年、諸堂備足、七月、入院、開堂、山號吉祥寺、日大佛、四年、改大佛、云永平、
（地名辭書、福井へ四里、枯木寒巖の色、鳥聲風韻の音、自から世間に異なり、
風月餘情、越路初夏、同寺は、福井を去る四里許、田圃の間を過ぎて、翠微に入る、朝來の梅雨、午に至りて、晴れ渡り、重疊せる青山、眉黛洗ふが如く、身は仙境に入る心地致し、候寺は、鱗、岫に倚り、飛樓雲外に在り、門は、參天の老杉、樹たり、森たり、流石は、開基七百年の古刹、だけありて、幽靜の趣致を極め、廻廊の下、青苔石に上り、動もすれば、滑して、轉せんとす、
午後三時、同山を下り候、時に、夕陽空、林を照して、無心の白雲、我を迫り來る、

奉感喜福城賢世子入山禮謁、以祈垂昭

侵早旌旗纏綿來、雲雲祥雨濛濛埃、孝忱一片貫霄漢、靈廟不推門自開、
寛政丙辰小春、役且、
現永平、賜紫沙門玄透、即中、敬草

丙辰初冬、世子訪永平寺、謁隆芳公、隴寺主宏振禪師、隨喜、賦詩以贈、世子因命臣洞、次、
師之詩韻、以

謝盛意

前山雲洞

軒車及度碧岑來、隴廟禪榮絕點埃、爲是拈香來、先原、寶花長傍梵林開、

洞山誰不仰風來、迎駕禪堂異俗埃、更見羅綺妙、偶衣珠光與影、花開、

秋日、詣永平寺、拜謁宏濟、滋園大禪師、恭奉呈律詩三首、（一首、山門の條に載す）

朝山廓門東復東、徐々踏上梵王宮、山花含露春方永、聖木未黃秋已中、寶殿布金光、燦爛、碧巖、生筆玉玲瓏、法衣披紫、禪心淨、鶴猿何曾、眼色空、
千古就來、迹古陳、彼家佛願、到今伸、世遷桑海、山如昨、吳及池、魚寺益、新、洞上參、禪眞、覺境、枕頭、教化妙、通身、地、祥、火、吉、天、祥、吉、萬、國、歸、崇、仰、勝、因、

遊永平寺二首、節一

高野眞齋

一路入群峰、四風遞午鐘、來尋永平寺、隨喜道公蹤、剝落苔碑字、摩挲雲壑松、慙慙座禪石、劫火、幾回造、

八月二十五日、早出、遊永平寺、途中作

精藍何處曉山開、一路拾吟步々、胸、感、禪、名、殘、朝、日、上、金、灯、花、放、野、塘、秋

道元禪師の印 集古十種にあり。

牡丹花鎌倉彫手筈、大日本美術圖譜、永平寺所藏、此手筈に、傳なきも、道元禪師遺愛の品にあらざるか、今は、金剛經ををさむといふ、此彫は、運慶の孫、康運、宋人陳和卿が、携へ來りし、紅花綠葉によりて、鎌倉法華堂の佛具を彫りしに、始まる堆朱なり、此後之にならひ、小田原、越前、吉野、彫など出てしも、其製淺彫なり。

國寶二點 紙本墨書、後圓融帝宸翰、一幅、同、高祖嗣書、一幅、
乙種、明治三十三年四月七日編入

寺中 地藏院（傳ふ弘法大師）、檜梅院長樹院、隆昌院、柏樹庵、由緒不詳

下篇 各村誌 志比谷村

道元禪師の印
鎌倉彫手筈

國寶
寺中

境外の古蹟
玲瓏巖

境外の古蹟 玲瓏巖寺より半里餘、山奥に在り、影響餘窟二つあり、上一つの窟は、口小く奥廣し、禪師の座禪せられし秘窟なり、貞享中、此窟中に入りし人有り、出て、口はしりけるは、日月の光はなけれども、明かなる事世の如し、奥に老翁有て、睨みし形勢の恐ろしさに、逃れたり、と云て終に死するとぞ。

大佛寺蹟

大佛寺蹟 名蹟考、里民云、玲瓏巖を過て遙の山奥に在り、寺より一里半といへども、遙し、劔ヶ峰の邊にて、少し低き山の八合に、方六町許なる平地なり、道元禪師は、此所に下居の志なり、けれども弟子達、參禪の便りよろしからざるにより、今の寺地を開かれしとなり、寺地移轉は、異説紛たり

血脉池

血脉池 同書里民云、大佛寺の邊に在り、御池といふ、六間に二十四五間も有へし、先年此水をかへんとせられし事有しに、惟異ありて止られし、其後、水谷川へ漏て、したるよしなり、是かの蛇身の女波多野の妻の血脉を受しもの、住し池なるべし。

靈山院

靈山院 荒谷にある同宗の寺院にて、禪師開鐘の舊跡なりといふ、(由緒に云ふ、寶曆八寅年、永平四十四世、越宗禪師開闢。)

永平寺參詣獨案内、木山を距る、と十餘町の四福井街道にあり、昔、大師、此處に在りて、不思議にも、何處ともなく、梵鐘の聲を聞きたまひし靈跡なりと、言ひ傳ふ、然れ共、想ふに、御開鐘の當時、此寺は、地藏院の四、今俗に靈山谷といふ所にありしを、後世、此處に移したりしなるべし。

鎮守白山権現

鎮守白山権現 名蹟考、大工村の奥に在り、禪師、一夜、碧巖の願、期一、夜に、迫る、禪師、碧巖を、寫すに、白衣の神人之を、助け、一夜に了す、神人は、白山神なり、に依り、勸請の由、毎年、正月、七月十六日、禪師參詣あり、十一、而觀音堂、不動、三間半に、五間、白山の前にあり、太子堂、神明、白山の境内に在り。

大工玄盛

大工 玄盛、繁禪師歸朝の時、伴ひて、渡り、來りし、木の道の工にして、永平寺大工の祖、今の源左衛門、志比二十二番地は、其奇なりといふ。

如意院

如意院 曹洞宗、永平寺末、大字寺木に在り、寛元二年、永平寺二世、懷非、幽棲の道場にして、波多野、義重、寺地を寄附し、天正十三年、丹羽長重、改めて寄進せし、證永平寺に

下篇 各村誌 下志比谷村

在り山緒

五六四

古蹟
荒川興行
寺蹟
笠松屋敷
迹

明治二大
戦役と本
村

後軍者

戦病死者
氏名

古蹟 荒川興行寺跡 大字諏訪間の東南、三町餘の所に在り。

笠松屋敷迹 城迹考時代不知朝倉家笠松氏歟諏訪間村枝郷西山村の内二十間許四方の所あり古記笠松城迹歟

繪圖記 西に笠松入道屋敷封疆の形有り、

明治の二大戦役と本村

二十七八年の役には

從軍者 五名 戦病死者なし に過ぎざりしに、

三十七八年の役には

從軍者 五十六名 戦病死者二十名 殊勳者死者四名 生者五名

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 矢野 恒

明治三十七年八月二十日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

同 同 同 同 同 坂井 新松

明治三十七年十一月二十三日清國盛京省二龍山に於て

同 同 同 同 橋本 春吉

明治三十八年三月三日清國張家窩棚第九師團第三野戦病院に於て(負傷甚因)

同 同 一等卒同 同 澤村 善松

明治三十八年三月十日清國盛京省車場上に於て

同 同 上等兵同 伊澤 重松

明治三十七年八月九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

同 同 同 福澤 梅吉

明治三十七年同月十九日同 所に於て

同 同 同 川中 久作

明治三十七年七月二十七日清國盛京省溝口北方高地に於て

同 同 一等卒同 坪川 佐吉

明治三十八年三月一日清國四方臺に於て

同 同 同 草分 顯明

明治三十七年九月三十日清國盛京省盤龍山東砲臺に於て

下篇 各村誌 下志比谷村

五六五

明治三十七年九月三日清國長嶺子定立病院に於て(負傷暴因)

富坂 仁三郎

右 戦死者

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 坪川 五太郎

明治三十八年二月七日清國盛京省賽馬集兵站病院にて

同 輜重輸卒 坪川 長松

明治三十八年五月二十二日清國盛京省馬三家子兵站病院に於て

右 病死者

共に是れ、皆靖國社頭、永く國家に祭祀せらるゝ幸福の人
又殊勳を建てし人は、左の如し

陸軍歩兵特務曹長勳七等功七級 渡邊 不證

同 同 伍長 同 野崎 孫七

同 同 上等兵 勳八等同 飛彈 勇次郎

同 同 一等卒 同 荒井 福松

殊勳者氏名

雑組
大工の良習

猿狩

位置

地勢

雑組 志比大工の良習、比志の大工は、宋人玄盛繁の傳にして、巧妙精勵を以て名高きものなるが、其修業中毎年大晦日には、終夜聖徳太子堂に籠りて、齋戒沐浴、工藝の上達を祈るを例とし、古式を重んじ、行儀作法を守り、師弟の關係懇切を極め、暴利を貪らず、誠實業に努む實に工者の模範たり。
志比の猿狩 志比の山猿多し、毎年群りて、農作物を害す、故に冬季積雪三尺以上に及べば、區民舉て、之を行ふ、亦一種の壯快事に屬す。

下志比村

位置 本村は九頭龍川に沿へる山嶽部に屬し、東は、上志比村に隣し、北及西北の一部は、九頭龍川を隔て、淨法寺村、坂井郡鳴鹿村、及本郡五領ヶ島村に對し、西は、松岡村に接し、南は、永平寺山の支脈を以て、志比谷村に界す。
地勢 九頭龍川の南に横はれる狭長の土地なるを以て、南より北に傾斜し、河流も從つて皆小なり、唯、志比谷村より來れる、永平寺川(諏訪間川)の稍大なるあるのみ、本村は、所謂九頭龍川の河成沖積層の一部なれば、地味肥沃なるが上に、近來郡衙

下篇 各村誌 下志比村

の奨励に感じ、耕地を整理せんとする者多く、將來農業の實績を擧ぐること大なるべし。

土地 是東西三十五町南北七町乃至十二町にして、總反別五百四十五町六段八畝十歩、内、耕地二百二十町五段一畝二歩、宅地十四町九段一畝二十三歩、山林原野三百八町八段一畝七歩、其他雜地一町四段四畝八歩なり。

區劃 志比、法寺岡、東古市、高橋、谷口、花谷、光明寺、飯島、兼の九大字より成れり。戸口 五百二十九戸 二千八百五十人男千四百四十七人 女千四百四十七人

交通運輸 縣道勝山道は、松岡村より來り、全村を東西に横貫して、上志比村に通ず、其途上には、數年前より、馬車を往復(六回)せしめて、旅客に便すること大なり、縣道丸岡道は、大字東古市にて、勝山道と岐れ、九頭龍川を渡りて、對岸、阪井郡鳴鹿村に通ず、鳴鹿舟橋は、此道に架設せるなり。

鳴鹿舟橋は、元舟渡なりしが、人馬の往來、漸く繁くなりしを以て、明治八年、野澤覺之助、私費を以て、之を架設せり、其當時は、四十八艘の舟より、成りたりといふ、明治二十七年頃、時代の進歩に鑑み、全部を本縣に獻納し、今日に至れり、現今は、舟十四艘より成り、その上に幅一間の板を列ぬ。

郡道鳴鹿道は、大字東古市にて、勝山道に岐れ、志比谷村に入る、此丸岡、鳴鹿の二道は、本村の西部を、南北に縦貫するなり、加ふるに、九頭龍川には、森田村に通ずる川舟ありて、日々、上下往復し、水陸の便を有す。

産業 農業と工業とは、主なる生業にして、米以下の穀物及び羽二重を産すること大なり、米は、其産額多からずと雖も、尙、村内の需要を充たしたる上に、二千石餘を輸出し、瓦は、土質良好なるを以て、近年の創業なるにも拘らず、其需要年々増加し、年額千五百圓に達し、光明寺鞋は、古來有名にして、今尙年額二千圓に及ぶ、其他、羽二重、もすりん等の織物、數十萬圓、木炭、千圓、繩、二百圓、土人形、五十圓、鮎、七百圓の産あり、林業も、亦山岸才右衛門の奨励により、大に發達す。

諸税 明治四十一年度に於て、國稅四千八百十八圓六十二錢、縣稅三千七百八十五圓四十七錢五厘、村稅三千八百二十圓二錢なり。

沿革 志比の庄の名は、鎌倉時代より、史上に見え、道元禪師眞跡の額上篇沿にも書かれたり、徳川時代の初期には、谷口の鎮を置かれ、山川讚岐山川讚岐之に居りしが、其鎮は、何時頃より廢められしか、不詳、大字光明寺は、公領、其他は、福井領なり。

下篇 各村誌 下志比村

しなり、維新後明治六年には、三十二大區、七年には、十六大區、八年には、二十五大區に屬し、常に六小區なりしが、明治十七年よりは、光明寺外七ヶ村、東古市外六ヶ村、即上下二ヶ所の戸長役場を置かれたり、二十二年町村制實施の時より、現今の本村を組織せり、町村制實施以來の村長氏名は、左の如し。

村長

自明治二十二年五月	柳原 仁右衛門
至同二十五年六月	
自同二十五年八月	渡邊 義政
至同二十九年七月	
自同三十二年九月	山岸 才右衛門
至同三十六年九月	
自同三十七年八月	伊藤 淺右衛門
至同三十七年九月	
自同三十七年九月	酒井 五右衛門
至同四十年十月	
自同四十一年十月	波多野 三吾(現任)

村役場

村役場は 大字谷口西教寺内に在り

巡查駐在所

巡查駐在所 は 大字東古市に在り。

東鑑云 建久五年十二月十日、越前國志比庄爲比企藤内朝宗被押領之由、有領家之訴云々。東寺文書云 正中二年、最勝光明領、越前國志比庄領家、蟬峨中將法印坊、跡兵士七人。

教育

各種の團體

教育 明治三年始めて、小學校を大字東古市に設け、寺院を以て、校舎に充て、志比境以東、光明寺までの七大字、及志比谷村大字山を以て學區とす、時に、兒童總數四十名、翌五年、大字谷口に移り、同九年、集成、知新の二校に分離せしが、同二十年、再び合併して、校舎を新築し、簡易科谷口小學校と稱せしが、更に、尋常科を併置し、同二十四年に至り、簡易科を廢し、同時に、下志比尋常小學校と改稱す、是より先き、飯島、藤二大字にて設けし、見義尋常小學校ありしが、明治三十九年之を廢し、下志比小學校の分校とせり、同四十一年、小學校令の改正せらるゝや、校舎狹隘を告げしを以て、本年五月本校、及分校を改築せり、本村に於ける各種の團體は左の如し

- 村教育會
- 青年團
- 學齡兒童保護團

在郷軍人團

村農會

社寺 社寺 椎前神社地名辭書云 今下志比村、大字椎境に在り、越前神社考云(延喜式)

下篇 各村誌 下志比村

推前神社

足羽郡十三社、並少推前神社、今曰志比境是也、松岡東也、今屬吉田郡、今曰推乃前大明神、往古大社也、祭神四座、其中央神武天皇、相殿神功皇后、右殿道臣命、左殿美味命、美味命饒速日命子、母曰三炊屋姫、寶龜二年冬十月、詔充食封二十戸、田二町、三代實錄、貞觀元年正月二十七日、奉授從四位上勳六等推前神正四位下、

五七二

足羽社記云 推前神社、今云志比境(村)是也

新撰勅格云 寶龜七年、越前國、推前神社三戸

古名考云 推前神社、或云志比境(村)、推前大明神なり、推は稚の誤なり、

川上神社

川上神社 志比境淨水口、名蹟考云、貞享以來、志比境(村)は公料たるの所、福井上水の源にて、差障有之に付、享保四年己亥九月、御願之上、福井領に相成、同郡の内藤(卷村) (今志比村)南條郡上平吹(村) (今南日野村)の内、被差上之、川上社は、度々大水有之に付、寛政の末年勸請なり、

春日神社

春日神社伊非册登 大字谷口にある村社なり、元波多野義重の守護神を祀りし古社ありしを、中古波多野右馬之允なるもの、高橋に居りし悪大蛇を退治し、其骨を埋めし上に、再建せしなりと傳ふ、

白山神社

白山神社伊非册登 大字光明寺にある村社なり、由緒云、壽永二年、木曾義仲平家

多福庵

追討の時、白山大權現に祈願し、大捷を得、又當國へ着陣の際、九頭龍川氾濫、舟筏の便を失ひたれど、此權現の加護により、其兵無難に涉ることを得たるを以て、此地に、白山三所、皇子七所を祀りしといふ、

多福庵

多福庵曹洞宗 大字花谷にあり、釋迦如來を安置す、寛元年中、永平寺、二代孤雲懷辨禪師、幽棲の道場にして、波多野出雲守義重寄附の地なり、本山永平寺と同じく、六百年來の古跡にして、維新前は免租の地たり、

西教寺

西教寺眞宗本願寺派 大字谷口にあり、境内廣潤、堂宇壯大なり、天正年中の創立にして、開基、淨見坊は、佐々木三郎盛綱の裔と稱す、其子淨圓に至り、寛永十三年十一月、本願寺より、西教寺の號を與ふ、

其他

- 圓乘寺眞宗本願寺派 大字志比境にあり
- 大運寺眞宗本願寺派 大字東古市に在り
- 佛願寺眞宗本願寺派 大字谷口にあり
- 淨妙寺日蓮宗妙顯寺派 大字花谷にあり
- 安照寺眞宗大谷派 大字藏にあり

下篇 各村誌 下志比村

名勝古蹟
淵が淵

法専寺眞宗本願寺派 大字蕪にあり
名勝古蹟 淵が淵 大字蕪 大字蕪にあり
の奇岩を成し、岩下に深さ數尋の碧潭を湛え、岩上には翠松鬱葱として、眞に、小松島の感あり。

名蹟考云（東古市村より北にあり、此淵の、少し、水下、向岸の方に、釜ヶ淵あり、其下、鳴鹿の舟わたしなり。

足羽社記云（舊事紀）云 天皇妃、和珥臣河内女、曰、美媛、生一男二女、第一、稚綾姫皇女、次、圓媛皇女、次、厚皇子、按、此地有圓淵也、然其川上、有稚綾淵、今云、若葉、和加阿屋の訛也、是、二皇女之御名代也、歟、凡、此界境、推領、奈領、内、有、柴原村、延喜式、所載、柴神社、是也、又曰、推前神社、是也、按、能登國、羽咋郡、有、推柴園、比、咩神社、然則、圓媛、嫁、羽咋君之故、彼國祭之者、歟。

名勝志、或る人曰、本紀を考ふれば、繼體天皇即位以後、樟葉宮にて、美媛、一男二女を生玉ふ、其一、稚綾皇女と云ひ、其二、圓媛皇女と云とあれば、大和河内之邊には、御名代あるべし、當國にあるは心得かたし。

名蹟考 淵の上に、城跡のことくなる形あり、或人、是は、鑿淵將監館跡なりといへり、儲なる事考へ知かたし。

蕪城跡

蕪城跡 鳥朝子岩赤石、右、各鳴鹿川中、南のかたに在て、吉田に屬す。
大字蕪に在り、城迹考、二町許、北の方、畠の内、一町許の所あり、福井より四

花谷城跡

里許、繪圖記東に城迹あり、時代不知
花谷城跡 大字花谷に在り、名勝志、越前國主、波多野氏、數代の居城なり、波多野が子孫、永井左衛門何某とて、今も、谷口村に居れり、（波多野氏は、永井と改姓せずして、波多野比村長にして、永平寺の檀徒、總代、松平侯、繪圖記云、南に、城跡あり、時代不知、城迹考云、永井長平、志比郷、花谷村より、二町許、西の方、畑の内、五十間に三十間許の所有り、福井より三里、

波多野義重

波多野出雲守義重、永平寺開基建立の大檀那なり、其子孫、現に谷口に住す。
道元禪師傳云、鎌介の、家人なり、藤原秀郷、十四代裔、義通の妹は、源朝長の母也、保元の頃より、義朝と不和にて、都を退き、相模、波多野に移り、依て氏とせり、義重は、義通より五代、波多野五郎左衛門尉と稱し、東鑑卅八にも、歷代武勇の家と載せたり、從者をして、妻女、其愛妾を稱し、詩に、
淪むしがしてより、亡靈、毎夜、里人を騒がし、往來を絶つに至りしを、一僧、道元禪師の血脈をこの歸り之を鎮めしより、義重歸依するに至りし事を記す、之れ血脈、池の縁起なり、地名辭書云、永平寺を建てし、波多野出雲守義重は、志比、庄の下、司地頭たるべし、

波多野家略系圖

波多野家系圖 波多野經範——經秀——秀遠——遠義——義通——義經——忠綱——經朝——義重
五郎左衛門尉出雲守 建永平寺子孫永約爲檀那 時光——重通——朝道——通貞——通郷——通春——秀春——秀貞——通下篇 各村誌 下志比村

定通直—定通—通秀—通里—經通—通長—通茂—通壽—一政—通清—秀政—通欣—
磯通—通定—久義—義正—義明—正直—◎三吾現志比村長永平寺相徳總代

光明寺村名の起源

光明寺村名の起源 名蹟考云勢至堂縁起云昔は平泉寺の一坊なりしに、一亂の時、本尊光明を捨て、此所へ飛來り玉ふにより、村名を光明寺といふ。

高橋城址

高橋城址 (大字高橋に在り)天鹽記石鳥居願主長井信濃守と有り、近き所城山あり波多野出雲守居城の跡と云ふ名蹟考云惣社森の周廻一里ありと云ふ。

村民の口碑に傳ふ高橋の下に昔時大淵ありて、巨蛇棲み波多野家の娘と婚し、小蛇を産む之を壘に入れ地下敷丈の所に埋む惣社山は其小蛇を埋みし所なりしを明治四年惣社山と稱し波多野家の所管春日神社を置くと又云其娘少蛇を産むとき藤墓に纏りたり、其墓今尙存せりと按に惣社の名明治以前にありしは名蹟考に據りて明かなり、波多野家此地方(即志比庄)を領せし時庄民の惣社ありし所なるべし波多野氏衰へ神社亦分れ種々類似の傳説を多く生ぜしならん乎。

山川讚岐屋敷

山川讚岐屋敷 大字谷口に在り、越後考云、谷口(村)の内、二十間許四方の所あり福井より三里名蹟考云、山川讚岐朝貞は、結城の故家にて、御入國の節御供、祿一萬七千石、元和六年庚申八月八日卒。

山川讚岐の小山傳

越後史略云、(元和元年)山川讚岐守朝貞卒す朝貞、父は晴重、文祿二年八月十四日結城の舊

人物

眞、四老の其一なり、朝貞、三歳にして、父を喪ひ、十有一にして、公に藩に従ふ、志比口一萬七千石に封ぜらる、其結城に在る時、下野國、山川千七百貫を領す、二萬石故に、山川を以て、氏とす卒する時、三十歳其子、讚岐將軍家に事へんと欲し、上野南光坊天海僧正所謂、松平伊豆守に依託す、忠昌公の末年書を以て、其事を白す、未許されず、去て、關東に行く、本多富正、之を府に留む、聽かず、其次子牛之助といふ者を留めて去る、此の時、南光坊、伊豆守、相繼て物故す、是に於て、讚岐行く所を知らず、再藩に歸へる、公、其子、内膳に、扶五百石を賜ふ、其牛之助は、後爵となる、茂林院山住中島茂林院蓋、

人物 明治維新後にては、武人に、波多野玉次郎、學者に松原一雄、清水與三郎あり、皆前途有望の人なり。

明治二大戦役と我村

明治の二大戦役と本村 二十七八年戦役には

従軍者

従軍者 一〇

(受勳者勳八等四)

三十七八年戦役には

陸軍

従軍者 六八内病戦死死 一四 殊勳者戦生 一五三

下篇 各村誌 下志比村

陸軍歩兵伍 長勳八等功七級 川治國太郎
 明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て
 同 同 上等兵勳八等 島崎清太
 明治三十七年八月十九日同所に於て
 同 同 一等卒勳八等功七級 齋川源作
 明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て
 同 同 同 同 齋藤作治郎
 明治三十八年三月十日清國盛京省東場上に於て
 同 同 同 同 小林仙太郎
 明治三十八年三月二日清國盛京省瓢蛇子に於て
 同 同 同 勳八等 桑原直吉
 明治三十七年九月十六日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て
 同 同 同 同 小林勘之助
 明治三十七年十二月二十八日清國盛京省二龍山に於て

同 同 同 同 河合多平
 明治三十七年九月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て
 同 同 同 同 田島元吉
 明治三十八年二月二十三日清國盛京省榛子嶺に於て
 同 同 同 同 松原岩城
 明治三十八年三月九日清國秋家屯第九師團第二野戰病院に於て(負傷甚因)
 同 同 二等卒勳八等功七級 桑原市治郎
 明治三十八年三月九日清國盛京省郭三屯に於て
 同 同 同 勳八等 鱈淵與作
 明治三十七年十二月二日清國盛京省二龍山に於て
 同 同 同 工兵一等卒勳八等 渡邊五作
 明治三十七年八月二十四日清國盛京省盤龍山舊砲臺に於て
 同 同 二等卒勳八等 南部與吉
 明治三十七年十二月十一日清國八里庄附近に於て

右 戦死者
下篇 各村誌 下志比村

戸口 二百六十六戸 千五百三十六人男七百六十五人

交通運輸

交通運輸 本村内を東西に横貫する郡道荒井道は明治二十二年の交、水谷天爵東境(大野郡北郷村)坂東崎崎を開鑿して、交通を便ならしめ、舊丸岡道と稱し、縣道たりしが、三十一年土木費支出規則改正の結果、村道に編入されしを、本年三月漸く郡道に編入されしものにて、時能橋、栃原地係長四間幅一間半の板橋、川橋、上淨法寺宇燈心坂長十間幅一間半の土橋は、此道路に架設せり。
需給貨物の運搬先は、福井市、森田村を常とすれど、水運の便あれども陸運は甚だ不便なり。

産業諸税

産業諸税 本村民は、概して、農業を營み、出稼人亦多からず、而して、本村の經濟を奈何せんとは、本村民が腦裡に常に往來する重大問題なり、故に、去る四十一年、村是を調査し、之を實行し、村の興隆を企圖し、つゝあり、其概要左表の如し。

米	一五五八	二〇四九	五四三	三三五
大豆	四九	四四一	一四	一〇九
麥				
小豆				

大豆	三三	一三二	蠶豆	三	一五
粟	二七	一三五	稗	二	八
内蜀黍	一六	一一二	蕎麥	四八	三二二
菜種	一八	一九八	梅	七	四二
粟	九	九九	春蠶繭	一〇七	三七六六
夏蠶繭	二六	九三八	青芋	四九〇	三四三
甘藷	一一七三九	五八六	馬鈴薯	四四八〇	二六八
柿	二七〇〇	二二五	薪	三四〇〇	一三六〇
木炭	六五〇	八四	鮎	五四〇〇	一三五〇
瓦	三四八〇	一一四〇	草鞋	五四〇〇	六四八〇
消費總額	五萬五千五百七十一圓				
國稅	一五〇七	縣稅	一四九八		
村稅	二〇七五	協議費	六九一		
生活費	四九八〇〇				
下篇 各村誌 淨法寺村					五八三

差引不足額 一萬三千六百八十四圓

此不足額を如何にし來れる商業勞働出稼に他ならざるなり幸に明治二十八年草鞋の販路北海道へ開けし以來は其産額逐年増加し養蠶業も二十九年より三ヶ年間島田静省有志に謀り郡費の補助を受けて教師を聘し飼育法を改良し三十一年三月には其組合を組織したる結果該年度には七十石二千百圓なりしに今や倍加し尙ほ發達しつゝあるも未だ完全に達せざるは遺憾の事に屬す。

淨法寺山の西部坂井郡鳴鹿村の入會山より銀銅鉛鑛を出すとて試掘の許可を経たり。

沿革 村名は往古存在せし寺名に出で郷名となり現今は村名となりしが如し、口碑に傳ふ延暦の頃上淨法寺の丘上に眞言宗の巨刹あり淨法寺と云ふ七堂伽藍ありて榮ゆること七百餘年元龜天正の頃平泉寺等と共に滅亡したり今の開田山は其寺趾にして今も往々古墳を發掘することありといふ。

大日本人名辭書云 今村名に轉ず郡名に呼べど寺院に出でしならん

當國を十二郡に分ちし頃は、大野郡に屬せし事天明古寫の十二郡圖に見ゆ舊幕時

礦物

沿革

淨法寺の口碑

村長

代には淨法寺郷と稱し福井金津領にして現今の如く上下淨法寺岩野吉波橋原と分れしなり單立村戸長時代は措き聯合戸長を官選されし時にも本村のみにて一役場あり生駒彦太郎(明治十八、九年)跡部敏(明治二十、二十一年)戸長なりしが町村制實施後の村長は左の如し。

自明治二十四年四月	藤田 杉右衛門
至同二十四年四月	
自同二十四年三月	西村 新左衛門
至同二十四年三月	
自同二十八年四月	吉田 作右衛門(下淨寺)
至同二十八年四月	
自同二十九年五月	島田 藤四郎
至同二十九年五月	
自同三十四年三月	天谷 喜右衛門
至同三十四年三月	
自同三十五年五月	西村 新左衛門
至同三十五年五月	
自同三十五年四月	吉田 作右衛門(下淨寺)
至同三十五年四月	
自同三十六年四月	西村 新左衛門
至同三十六年四月	
自同三十七年四月	杉田 平太夫
至同三十七年四月	
自同三十七年四月	朝日 茂左衛門
至同三十七年四月	

下篇 各村誌 淨法寺村

自明治四十一年四月
至同四十一年三月
白同

五八六
吉田 作右衛門(上淨)
吉村 五右衛門

村役場

村役場は 大字上淨法寺に在り。

(巡査駐在所は三十三年上淨法寺に置かれしも三十七年廢せらる)

教育
小學校の
創設

教育 學制頒布の頃は、第一番小學區全村一校にして、明治七年、吉波に吉波小學校を創設せしも、十年には、通學不便なりとて、之を分ち、栃原に栃原小學校を設け、他の四大字は、上淨法寺に、的川小學校を設けしが、十六年、吉波を栃原小學區に編入せり、二十二年には、兩校を併せて、簡易科淨法寺小學校を、岩野に新築す、當時の校舎は、三間に六間、二十四年の就學兒童數四十八男にして、郡内の最劣等なりしとか、二十六年、修業四ヶ年の尋常校となり、二十八年には、三間に三間半の教員室も増築され、三十三年、更に五間に九間の平屋一棟及便所等を増築し、其の十二月一日には、聖影下賜、翌日拜戴式と増築落成式とを舉ぐ、之れ、現今の校舎にして、校地も、其時擴張して、三百八十坪となり、兒童數も九十六男七十四となれり、三十五年、補習科を附設せしが、昨年四月義務年限延長の結果之を廢し、校地を増加して九百九坪四合と

淨法寺
常小學校

各種の團

なし、又校舎八十七坪を増築し、設備の面目を改めたり。
本村に於ける各種の團体は左の如し

- 青年團
- 村教育會
- 學齡兒童保護團
- 矯風團
- 在郷軍人團
- 村農會

名勝古蹟
布曝岩

名勝古蹟 布曝岩 影響錄云、淨法寺山の上に、大なる岩あり、半ば白き事雪の如し、村人は、是を、山姫の布さらし岩といひ習はせり、他村より見るに日和よからむには、赤く、雨ふらんとするには、白く見ゆ、夜中には、火の燃る事あり、

若葉淵

若葉淵 名勝志云、鳴鹿より、二里ばかり川上、足羽社記云今云若葉、和加阿屋訛也是、二皇女之御名代也、歟、延前名蹟考云必然とはすべからず、云々。

淨法寺跡

淨法寺院跡 名蹟考云、淨法寺山中に、寺院の迹あり、眞言堂、屋敷、坊坂、荒神屋敷など云、名残り、寺院の號は、知がたし、とこれ口碑に残る、開田山の淨法寺迹なり、

下篇 各村誌 淨法寺村

城 迹 朝倉家鶴淵將監城迹云志比郷下淨法寺村間西の方二十間許四方の所あり福井より三里許

鷲ヶ岳の城跡

平記に伊知地山とあるは源頼朝の頃此地方に匿れ居りし者薩摩に赴き伊知地氏を名乗りし事鹿兒島外史などにも見え其名世に聞えし故に他ならず

太平記云(義貞戦死の後)堀六郎左衛門時能僅に二十七人籠りたる鷹巢城ばかりぞ残りける、彼、は武藏國の住人にてありけるが歳十六より相撲を好みて取りけるが城東八ヶ國に更に勝つ者なかりけり、我身は宗徒の者十六人を引具して十一月二十一日の夜半に、伊地山に上りて中黒の旗二流打ち立て寄手遅しとぞ待ちたりける足利尾張守高經是を聞きて、同二十二日の卯の尅に三千餘騎にてぞ押し寄せらる、三千餘騎東西南北に散亂して河より向へ引き退く軍散じて後堀惟幕の内に打ち歸り、障子の板の外より肩へ射籠められたる白羽の矢一筋何と脱きけれども鐵更に脱けざりけるが三日の間苦痛を攻めて終に吠死にこそ失せけれとあるものにて此嶽より流れ出づる小川を時能川と呼ぶ

所以ありけり

咫尺杳茫懷古意 如將軍岩跡猶存 廣瀬旭莊

人 物 開拓者 井關園次

人 物 開拓者 井關園次 天明四年七月上淨法寺に生る性沈勇膽略あり慈善心深く公共の事業に熱中し天保五年迄には開田山の水田十町歩餘を拓き天保六年起工して字鎌ヶ淵より龍川の水を引き本村内のみにて灌漑し得るもの百餘町死後官此溝を填めしめ其工費を福井藩に借り拮据二十四年能く之を就す官賞して今は趾を止むるのみ 苗字帯刀を免し前後に五人扶持を給せしに喬木風に折られて吉波村庄屋元右衛門等に讒訴され金津代官小村安兵衛のために陥られ弘化四年十月二十五日斬に處せられ其家亦絶て祀らずされど村民は其徳を慕ひ開田山の頂に神明社を建て暗に之を祀り毎年六月一日挿秧を終りし頃祭典を行ふ聞く園次の開田をなすや廢寺の古趾にして人の畏懼して觸れざりし地をも敢て之を避けず斷碑片骨を處理する多かりし故當時の習俗上種々誹議せしものありしと上淨法寺にては園田を得したため吉波村の卸地に影響せしとの二者構陷の因となりしが如し其識見と忍耐とは開田其ものを之を證し其遺澤の大なるは現に上淨法寺にては一戸とし

下篇 各村誌 淨法寺村

て、田地を有せざる者なきにても、知り得べし、實に傑出の偉人と稱すべし。

井關圓次傳

井關圓次傳

出縣野史初草 明治二十九年二月十六日 若越自由新聞所載

昔時、吾越、吉田郡、淨法寺村、五村、無慮二百有餘戸、而稻田甚少、以故村民常艱食、天保中、村有井關圓次者、嘗深憂之、圓次、為人、頗有材幹、而又、善得衆望、於是、謀懇近傍山腰、以開田疇、而苦乏資本、欲請于官貸之、百方通謁於當路者、獨藩老杉田某、固拒而不見、某甚愛犬、家畜一猛犬、城中犬、莫敢與之抗者、適圓次、村、有與狼交接而所產犬、摩猛無比、圓次、率之、造其門、指牒以相聞、獲勝之、某聞而大驚、知爲圓次所來、就求獲之、圓次、便以其犬爲質、始得謁見、由說以墾田之利、乃貸得五百金、以從事於開墾、圓次、拮据經營、迺墾、隨地高下、層級作厩、接寬導泉、長二百五十步餘、縱橫迂曲、以便灌溉、得田、凡二十餘頃、其功偉矣、然而、經費、亦不貲、以是、其所收未至償其所貸、會歲大饑、圓次、山、又爲鄉里、請免其租、而尙征里民、以補不足、村中有嘗忌妬圓次、有才能而獲於官者、探知以告諸官、官乃召而鞠之、遂坐廢、當斬、古來、邪俗、士民有阻、嗾刑名、俯爲時所重者、至刑場、請免其死、則、官特宥之、是日、焉命、如僧文覺、請願免六代死是也、於是、親若、皆痛其以微罪而就死地、相謀、固同郡永平寺臥雲和尚、乞救之、和尚、乃遣僧徒、代至福井、待行刑之日、久矣而未得其報、僧不堪無聊、一夕、偷往三國港、聘姐妓、經營而還、則、圓次、以其黎明被斬、僧亦、由之、被放逐、無幾、爲賊所殺、人皆以爲圓次怨鬼所誓、夫、僧之犯罪破戒、罪固不容於誅、誠可憎而可惡、乃爲賊所殺、宜矣、而和尚、亦不爲無罪也、呼、後、村民爲圓次、樹石于墓上、以表之、而今尙存焉、圓次、姓、井關、名、親宗、法號、曰釋善心、云、

野史氏曰、夫荒蕪開墾之爲事也、甚難矣、故、雖其有財力者、而非積以歲月之久、則不能告其成

井關圓次履歷書

功、而其間、得失不相償、中道而廢者、往々而是、今視圓次所爲、其蔚關、榛莽、鋤犁、磊塊、備嘗艱難、且、其於貸資金、因爾、犬而得通、謁權門、亦可以見苦心、焦慮矣、不幸而遇凶、欲、衛窮、計、竭、勢、不能已、姑、取於里民、欲、彌縫、以周、焦眉之急、其志、誠可憫也、既而、事覺、終、處、極刑、可謂九仞之山、功、虧于一簣矣、然、里民至今、被其利澤、則其功、亦豈可付、浪、滅乎哉、方今、朝廷、務勸農桑、用力、開拓、苟有功績者、則賜金幣、若、賞牌、以獎勵之、且、彼有農事、講習之事、此有農事、共進之會、以謀改良焉、近、又聞政府、詢於國會、將以新置、拓殖務省、及、開、農業銀行、優貸資金、以大利民產、試使材幹、有爲者、圓次者、出、于今日、則其爲、民興利、必將有、丈可觀焉、嗚呼、豈不惜哉、予所知、福田、葵洲、語、圓次、事跡、頗詳、予聽之、有感於古今、成事、立功、大有時之難、易、乃作之、畧、傳、俾後人、有所考焉、昔、孟軻氏、引、齊人、嘗曰、雖有智、慧、不如、乘勢、雖有鐵、基、不如、待時、今、時、則、易、然也、猶、信、

聞ク、永平寺使僧ノ三國ニ到ラントスルヤ、其日ニハ、處刑セラレザルヲ確カメテ往ク、

嗚呼、難福セントモシニ、妓、籍、ムルコト、懇切ヲ極ムルヲ以テ、遂ニ去ルコトヲ敢セズ、宿

シテ、翌午ニ至ル、忽チ、人ノ圓次處斬ヲ諱スルヲ聞シ、顔色、土ノ如シ、曰ク、失敗了ト、其

櫻ヨリ、逆レテ、之ク所ヲ知ラズト、圓次ノ刑死モ命ナル哉、戒メテモ、戒メ、怖レテモ、怖ル

可キハ、酒色其モノニアラズヤ、噫々、

明治二十年十二月五日、上淨法寺外四ヶ村、戸長、豊島、半之進、より、當時の、吉田郡長、拓

植善吾へ、差出せし

井關圓次履歷書

吉田郡上淨法寺村故井關圓次ナル者、同村地籍内開墾事業ニ關シ、其功勞取、阿ルニ該履

下篇 各村誌 淨法寺村

上淨法寺
村に於け
る事業

歴左(之通)(付)上申ス

一、山地開墾反別十町八畝八歩上淨法寺村地籍内

田反別四町九反一畝一步但し二十一字南神明前二十二字東開田二十四字南眞言堂是開田

畑反別一反八畝六歩三十九字東開田十

山地草林反別四町九反九畝九歩面但五十六字尊城外に二字に跨りあり是は修繕の

費用に預さるより原地の荒蕪に戻たり然れども一旦開田

と成たる故一枚毎水平度を顯し列然たる地形明なり

新設

右各字開田用水延長七百間餘

但右川水之源を開拓し右各字開田を灌漑し現今養育しあるなり
各字谷今難路を開拓し右各字開田を灌漑し現今養育しあるなり
委ニ中古吉田郡上淨法寺村住故井關園次ナル者曾テ當村耕地ニ乏シク爲メニ村民ノ
困苦困ルニ忍ビザルハ元ヨリ論ヲ待タザルモノニシテ獨リ其念慮ヲ圖ルニ數年心痛
ヲ得始メテ天保初年ニ至リ該村有志ノモノト夫々集合シ圖ルニ右山地ヲ指シ川水ノ
縁路及其工事ノ難易嵐夫ノ人數並ニ該資金等ノ方法ヲ企テ之ヲ論スニ村民等一統終
ニ其賛成ヲ得決定シタルハ天保三壬辰年正月是也夫ヨリ同四年同五年ニ至リ開墾ノ
事業ノ成功ヲ得連綿タル耕地ト相成依テ該地出來ノ檢査トシテ舊福非藩士當年御家
老岡部某氏奉行水野某氏代官係リ木内甚兵衛氏開田係山本奥右衛門氏等出張シ其地

全村に關
する事業

開田祭

見取米トシテ米三十二俵ヲ申付連年相納メ來ルモノ也亦該地開墾ニ付舊藩札六十四
貫八百匁ヲ拜借シ其上巨額ノ金具ヲ費シ成功ナシタルモ其内拜借金ノ返納法方ハ高
半家半トシ之ニ應ジ該地モ高半家半ニ割當シ毎五年或ハ十ヶ年毎ニ内檢地ヲナシ不
公平勿カラシムル様方法相定タリ

一、該地所有主タルヤ同村内四村新左衛門外五名ノ所有地ニ有之米五石二斗六升ヲ以
テ借地米トシ之ガ永受地ノ約ヲ定メ是亦年々高半家半ノ割合ヲ以テ村惣代ヨリ右
地主等ニ相渡來リ然ル處今般地價慣習引直ニ付其米額則チ收穫高相當ノ田地反別ヲ
特ニ割當シ右地主ニ渡シ該地永受ノ約ヲ解キ其他ノ耕地反別ハ惣シテ高半家半ニ割
當シ村内一統(地租等モ無之)地所々有ノ權利ヲ得各戸該地券面ヲ所持スルコトニ相決
シタリ

一、字六郎谷中該川水ノ便ヲ盡リ其工事業凡由五尺高六尺長四十間餘ノ切通シ(現今ハ
稱スト)是亦十分成功ナリタルモ當時大破ニテ一滴水モ之ヲ通セザルモ惜イ設現今無功
ニ屬シアル也

一、天保五年ニ於テ其近山ニ鎮坐テ創立シ則チ神明宮ヲ安置シ今以テ毎年舊曆六月一
日(開田祭)例年忘ラズ村内一統ノ者祈禱祭拜ヲナスモノナリ尤モ該堂宇中ニ在履歷列
明セリ

吉田郡榑原村吉波村上淨法寺村岩野村下淨法寺村地内開墾事業ニ關シ其功勞等取調
ルニ該履歷左ニ

下篇 各村誌 淨法寺村

新原村

一 畑開墾反別四町二反歩

内

田反別一町一反歩第八號字村四

畑反別三町一反歩中野中第六字東ノ五字

此開墾見取米 六俵二斗

此拜借金蓄藩札三三貫匁

一 開墾反別三町五反歩

内

田反別三反歩第二十字赤谷外ニ

畑反別一町六反歩第三十字赤谷外ニ

山地反別一町六反歩第二十字第三味十四字

此開墾見取米 二俵二斗

此拜借金蓄札十七貫匁

一 開墾反別四町九反六畝歩

内

田反別六畝歩第六號字大外ニ

畑反別四町九反歩第一字大外ニ

此開墾見取米 十俵

岩野村

吉波村

一 開墾反別八町三反歩
此拜借金蓄藩札十五貫六百匁

内

田反別二町五反歩外十四字東ノ係アリ

畑反別五町八反歩外十四字東ノ係アリ

此開墾見取米 十二俵

此拜借金蓄藩札二十三貫匁

一 開墾反別八反六畝六歩

内

田反別八反六畝六歩第八字野田

此開墾見取米 五升

右總計反別二十一町八反二畝六歩

此見取米 三十六俵

此拜借金蓄藩札六十九貫匁

一 右組合用水延長二千六百間餘

此工事拜借金蓄藩札五十貫匁

右五ヶ村共其原地タルヤ山地草地或ハ畑地ニ有候處委ニ上淨法寺村住故非關閣次ナル者ハ各村耕地ニ乏シク爲ニ村民困苦聞ルニ忍ビザレバ常ニ念慮トスル所ニシテ日

下篇 各村誌 淨法寺村

下淨法寺村

上淨法寺村

夜各村共一向協議ヲサシメ數年心苦テ盡シ終ニ一統其賛成ヲ得一致團結ヲ得セシメタルハ天保四年是ナリ夫ヨリ其工事タルヤ第一用水ヲ目的トシ其求ムル線路ヲ開クニ栃原地内字五十字平野則チ九頭龍川ヲ横堰シ該用水口ト定メ其口幅九尺ト定メ水下水延長ニ至リテハ幅七尺トナシ加フルニ各谷々用水ノ適水ヲ引キ又ハ交換等ヲナシ此用水延長二千六百間餘ヲ掘立右田成リ開墾ト同時ニ其成功出來シタルハ天保六乙未年而シテ其翌年ニ至リ福井藩御家老及代官係リ開田係リ等夫々實地檢査ヲ遂ゲタル後前顯ノ如ク見取米等各村へ申付其後五六ケ年間ヲ納メ來ルモ惜ムラクハ其用水ニ於テ所々破損シタルト用水口堰所ノ大破ナルト合セテ其費用ノ忍ビザルトニ據リ終ニ前記ノ如ク幾分原ノ地或ハ草地又ハ山地ト成リ返ルモコハ開次ノ死亡セシヨリ再ビ之ガ其念慮ノ懸懼ヲナス前發心ノモノ無キヲ以テ其功勞幾分力減亡シタルト云フナリ遺憾セン今形跡ヲ聞ルニ用水ノ地形ハ勿論一枚毎田地或ハ草地等悉皆之ヲ水平度ニシテ現在田地ノ形況今以テ少シ資金ト念慮ヲ施サバ格別勞ヲ費ヤサルモ再ビ田トナルコト信認

一、右拜借金返納方法及其見取米等上納ノ割符方法ハ舊高割ヲ以テ之ヲ定メ依之今迄各其地割慣習引直シニ至ルモ悉皆其方法ヲ以テ地券面上引直スモノ也

吉田郡吉波村地内限リ開墾事業ニ關シ其功勞等取調タルニ該履歷左ニ

一、山地開田反別三町一反歩
 第二字日機四字柳田七字丁田八字
 四ノ澤二十字如開田九字山堀田

吉波に於ける事業

吉波村

此拜借金舊藩札六貫匁
 此見取米 五俵ト三斗

一、溜池 二ヶ所 第十號字米 新築
 内

一ヶ所 中二十間
 一ヶ所 長三十五間

此拜借金舊藩札四貫匁

右吉波村邊元右衛門長谷川源右衛門池田市其右衛門ナル者其當時該村相當之農家ニシテ希ニ山間僻邑ト云ヘトモ僅ニ田反別四町餘歩ニ過ぎザルノ念慮ヨリ上淨法寺村井關園次ナルモノニ數年之ヲ圖リ村民等一統協議ヲサシメ既ニ其整ヒタルハ文政十亥年三月ニシテ夫ヨリ該工事着手スルモ同十一年六月迄ニ元畑地ヲ田成リト成功シタル反別一町三反歩其ハ悉皆山地ヲ開田シ天保四癸巳年迄ニ溜池二ヶ所トモ事業出來成功シタルハ其後舊福井藩士御家老及代官係開田係等實地檢査ヲナシ而シテ該地ニ對スル見取米ヲ申付近來地租改正ニ至ル迄上納シ來ルモノ也然レトモ年々多少其増減アリタル由亦該費要人夫拜借金等ニ至リテハ舊高割ヲ以テ之ヲ支辨シ依テ該土地モ亦舊高割ヲ以テ之ヲ所持スルモノ也

一、該村ハ元來ヨリ水溜一ヶ所有之モ餘ハ天氷ヲ以テ之ガ養田ヲナスヨリ他ニ水溜ハ毫毛無之ヲ以テ用水ヲ圖ルモ是ラズ依之實ニ水溜二ヶ所ヲ新築シ旱天ノ候ニ至ルモ

下篇 各村誌 淨法寺村

水溜神社

教育僧

其末路

其早損ヲ免ル、モノナリ
 一、新舊三ヶ所ノ溜池ノ中央ニ位置ヲ定メ其際開田守護ノ神ト稱シ一ノ鎮坐ヲ安置シ
 其神川上神社ヲ祭リ現今ハ水溜神社ト稱シアリ毎年六月十八日例祭トシ今以テ村内
 一統新舊參拜サスモノナリ
 右ハ今般御造ニ據リ開墾事業ニ關シ功勞アルモノ及其履歷等取調フルニ妥ニ上淨法
 寺住故井關園次ナル者常ニ山間僻地ト云ヒ貧邑ニ限ルニ非ス單ニ耕地ニ乏ク爲ニ村
 民ノ困苦ハ元ヨリ論ヲ俟タサルモノヨリ獨リ其心勞ヲ盡シ日夜數年間ノ熱心ヨリ終
 ニ其事業成功ヲ得其功勞タルヤ前顯ノ如ク碩々タルコト數千圓ノ金員ヲ費スモ容易
 ナラザル事業ニテ實地上形跡判明タリ然ル處其後右園次ナル者該開墾費要等ニ關シ
 紛論ヲセシ據リ如何弘化ニ乙巳年終ニ斬罪ニ處セラレ該家モ亦絶家ト相成爲ニ其年
 歷四十餘年ニ過ザルモ完全タル書類帳簿等無之然レトモ實地判明シタルハ各村及其
 當村係リ官山本奥右衛門等手控帳等其各老農等ニ附シ夫是取調タル處前文ノ如ク
 相違無之夫ノミナラズ其餘履歷モアルアレト未タ詳細ナラザルヨリ今妥ニ取調濟ノ
 分記載上申候也
 教育僧 飯田教讀 明治二十七年、下淨法寺地籍に建てし、笹塚の神文を録して、併に代
 ふ。

二大戦役
と本村

従軍者

戦病死者
氏名

徒弟ヲ教授スル、四十年、一日モ世人ノ安逸ヲ貪ルニ傲ハス、其徒弟ヲ待ツコト、嚴勸ニシ
 テ慈愛アリ、業ヲ授クルニ當リテヤ、或ハ夜ヲ徹シ厭ハズ亦以テ、始終勤メタリト云フベ
 シ、今日、此ノ里ノ人士ニシテ、先生ノ恩澤ヲ蒙ラザル者、一人モアルナシ豈敬慕セザラン
 ヤ、
 今茲、門人相謀リテ、此碑ヲ建テ、以テ、其徳ヲ頌ス。
 慶應二寅年四月十五日往生 教讀法師

明治の二大戦役と本村

二十七八年役には

従軍者 六人内一人近衛 (受勳者 三人勳八等) なりしに

三十七八年役には

従軍者 四十七人内死者 十一人、殊勳者 四人

明治三十八年三月八日清國奉天省大小方士屯に於て

陸軍歩兵軍曹勳七等功七級 川崎 善城

明治三十八年三月七日清國盛京省造化屯に於て

同 上等兵勳八等功七級 坂下 千松

下篇 各村誌 淨法寺村

明治三十八年三月七日清國盛京省造化屯に於て

陸軍歩兵一等卒勳八等功七級 藤井茂太郎

明治三十八年三月二日清國盛京省彰陽店に於て

同 一等卒勳八等功七級 鈴木和作

明治三十八年三月八日清國奉天省大小方土屯に於て

同 一等卒勳八等 吉田七左衛門

(右は奉天大會戦の勇者なり)

明治三十七年十月二十日清國盛京省二龍山に於て

同 上等兵勳八等 末永岩吉

明治三十七年十二月二十八日同處に於て

同 同 南部熊三郎

明治三十七年八月十九日清國盛京省角面堡に於て

同 同 朝田善松

(右は旅順要塞戦の勇者なり)

右 戦 死

明治三十七年十二月十日清國盛京省中衛成病院中分院に於て

同 一等卒 前田 門七

明治三十七年十一月九日清國盛京省長春廳第九師團第三野戦病院に於て

同 二等卒勳八等 前田 五作

明治三十八年二月十九日廣島豫備病院に於て

同 同 同 岩田 權作

右 病 死

共に、是れ皆靖國社頭永く國家に祭祀せらるゝ幸福の人。

雜 廬 殿様祭 毎年四月七日舊藩主松平茂昭の恩を記念する私祭にして、其

所由は左の二文書に據り明らかなるべし、蓋し明治三年四月時の庄屋藤四郎藩臣

口訴ノ要領

元文五十年、寛政元四年、兩度ノ大洪水ニテ、村内ニ百石ノ水田、全ク荒廢ニ歸シ

下篇 各村誌 淨法寺村

雜 廬 殿様祭

テヨリ窮乏日ニ加ハリ貧困月ニ迫リ從テ年貢米ノ滞納益多ク慣例ニ依リ庄屋ニ於テ他借彌縫スルコト能ハズ全村離散スルノ他途ナシ尙ホ現戸數石高ハ如左

一戸數 高持 五十一軒 雜家 十六軒
一村免 二ツ免八分五厘 四百五十九石四斗四升七合
二ツ免 四十一石四斗一升三合

以上

免租公狀寫 (栃原村)

米二百六十九俵一斗三升二合九勺 御物成未納
米三俵一斗七升一合 見取米未納
米百七十二俵四斗四升九合二勺 諸物借年賦
銀百十七貫六百八十匁 開作夫喰

外ニ

當年御收納皆御用捨被成下候

右口々此度御捨リ被成下候事

以上

明治二十八年の大洪水

以て藩主の仁子爵の膽略を見るべし此村龍川の沿岸又明治二十八年の大洪水に罹り特に聖上陛下より差遣されし片岡侍従は同年九月十二日龍江に棹し被害地を視察され同年十二月二十五日兩陛下より御下賜金を受く

金九十三錢 四 人

郷士の口碑

大字栃原に南部駿河守といへる郷士ありて朱印地四十一石四斗一升三合を有して此地を領し居りしが二百餘年前増右衛門なる者の時家道衰へ廢絶し今は祭祀するものもなく屋敷跡も明かならずとか
瘡疾おとしの古墓 大字栃原の館と唱ふる處に

寛永七庚寅年

月 桂 圓 長 首 座

九月初日塔

と題彫せし古石塔存し昔より瘡疾に罹りし者未明人に遇はざるをつとめ詣りて

下篇 各村誌 淨法寺村

瘡疾おとし

羅が淵の雨乞

鏡一文を供すれば、全癒神の如しと、里人今に傳唱迷信す。
羅が淵の雨乞　之も、栢原に羅が淵と稱する古池ありて、古より旱魃の時に、此池水を汲み出せば、池の主怒りて、必ず雨を降らすと言ひ傳へ、近く、明治二十六年八月の大旱にも、近郷數十ヶ村の民、來りて、此雨乞をなせしに、偶、俄然驟雨の注ぎ來るあり、皆其靈驗を喜びしも、三十九年、耕地整理の際、此池を埋め立て、良田九畝十九歩を得、目下關係村民より、拂下願の手續中なり。

上志比村

位置
極東の東
經北緯

位置　本郡の東端に在りて、東は、大野郡鹿谷村、南は、同郡芦見村、及本郡志比谷村と山岳重疊の間に相接し、西は、下志比村と相隣し、北は、九頭龍川を隔て、本郡淨法寺村及大野郡北郷村と相對し、東、九頭龍河畔の村境は、東經百三十六度二十五分十秒、北緯三十六度五分十秒にして、本郡の極東地點なり。
地勢　南には、山を負ひ、北は川に臨み、所謂、山陰河陽の地たるを以て、氣候は、比較的涼しく、消夏の好適地なり、地、東西に、狹長なるを以て、高峰大川なく、僅かに、吉峰

土地

山あはれて、東南部に、嶺を、其溪水流れて、九頭龍川に注ぐを、稍、大なりとするのみ。
土地　東西約一里二十五町、南北二十五町、乃至三十町にして、田二百九十七町一反三畝歩、畑三十七町二反歩、山林四十五町五反歩なり。

區劃

區劃　吉峰、藤卷、市荒川、中島、竹原、石上、栗住波、清水、大野島、市右衛門島、山王、大月、牧福島、淺見、野中、北島の十六大字より成る。

戸口

戸口　六百八十三戸　三千九百三十七人男二千九百一十六人 女二千二百一十一人

交通運輸

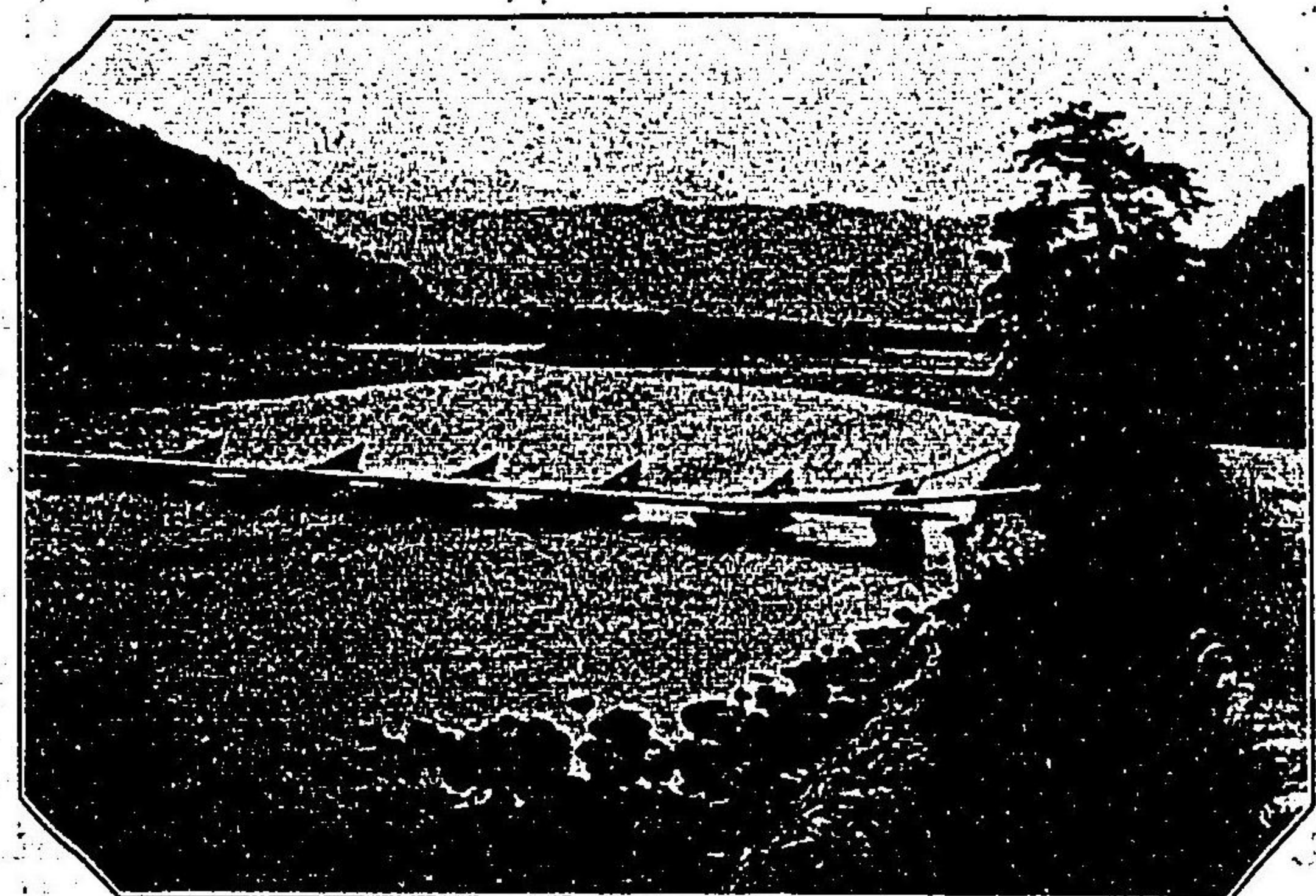
交通運輸　縣道勝山道は、下志比村より來り、本村を東西に横貫し、郡境にて、九頭龍川を越え、大野郡北郷村字森川に入る、有名なる小舟渡舟橋は、此處に架設せるなり、此道は、實に本村交通の大動脈にして、九頭龍川舟の勝山より通じて、之を助くるあり、其便よく開けたり。

小舟渡舟橋

小舟渡舟橋　本村の東端より、對岸、大野郡北郷村森川に架設し、勝山道を通ずるものにして、古來、船渡にして、川幅四十三間、水七尺、岸四間國給と名蹟考にも見ゆる有名なるものなりしが、本村大字清水の赤井吉右衛門、酒井甚右衛門の熱心なる奔走により、明治十五年五月起工し、本縣廳より、柴田勝家の、所造なりと傳ふる、鐵鎖を

山王郵便局

山王驛



六〇六
借り受け之を架設し其後本村藤巻の山田奎右衛門及大野郡北郷村森川笠松清左衛門西妙金島乾藤治榎曾谷津山彦左衛門等と共に盡力經營して今日に至れり。

小 山王郵便局 明治十五年六月設置せられたり然れども電信の設備なかりし爲め急信は松岡又は大野郡勝山の兩電信局に頼る外なく頗る不便を感ぜしかば明治四十二年村内有志相謀り寄付金を募集し逓信省に架設認可の申請をなせしに同年七月之を認可せられたれば今後大に通信の便を得るに至るべし。

設置以來の局長は 鈴木茂左衛門 山王驛 福井市へ五里三十三町勝山町へ

三里二町縣道勝山道の要衝に當り古來よりの驛にして、戸數六十、村役場、巡查駐在所、郵便局等の所在地たり。

産業 本村は重もに農業に従事するを以て普通の農産を出すこと年計約二十一萬七千五百四十二圓他に特殊産としては石灰一萬六千俵(價額六千圓)站十九萬二千五百尾(價額千九百二十五圓)を出し消費總額は約十八萬二千三百圓なりとす。

諸税 國稅八千二百二十四圓二十九錢七厘、縣稅六千九百九十三圓十八錢五厘、村稅四千二百四十九圓十六錢九厘なり。

沿革 本村は舊志比の庄の一部分にして其名早くも鎌倉時代より史上に見え、舊幕時代には概して福井領山王藤巻なりしが維新後置縣の初期には第三十二大區第十六大區第二十五大區等に屬し官選戸長の時には中島外八大字にて聯合戸長役場を設けられ本村清水の赤井吉右衛門等其戸長に任ぜられ町村制實施の時現今の本村を編成したり、今町村制實施以來の村長氏名を列擧すれば左の如し、

村長

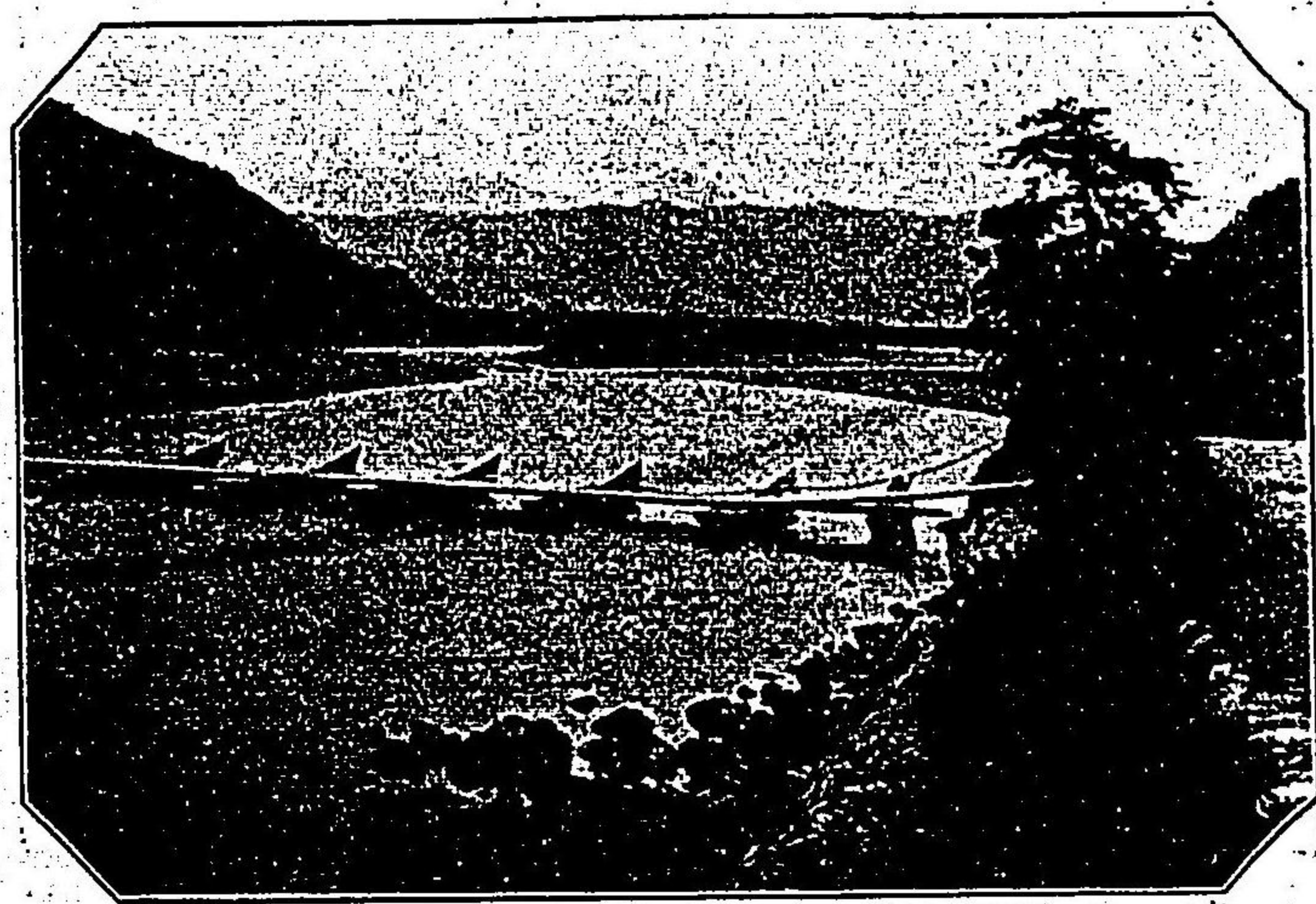
白明治二十二年四月
至同 二十四年二月
下篇 各村誌 上志比村

南部 園右衛門

六〇七

山王郵便局

局長
山王驛



借り受け之を架設し、其後本村藤巻の山口空
右衛門及大野郡北郷村森川、笠松清左衛門西
妙金島乾藤治、檜曾谷津田彦左衛門等と共に
盡力經營して、今日に至れり。

小 山王郵便局 明治十五年六月設置せられ
たり、然れども、電信の設備なかりし爲め、急信
は松岡又は大野郡勝山の兩電信局に頼る外
なく、頗る不便を感ぜしかば、明治四十二年村
内有志相謀り、寄付金を募集し、逓信省に架設
認可の申請をなせしに、同年七月之を認可せ
られたれば、今後大に通信の便を得るに至る
べし。

設置以來の局長は、鈴木茂左衛門
山王驛 福井市へ五里三十三町勝山町へ

産業

諸税

沿革

村長

三里二町縣道勝山道の要衝に當り、古來よりの驛にして、戸數六十、村役場、巡查駐在所、郵便局等の所在地たり。

産業 本村は、重もに、農業に従事するを以て、普通の農産を出すこと年計、約二十一萬七千五百四十三圓、他に、特殊産としては、石灰一萬六千俵(價額六千圓)、鮎十九萬二千五百尾(價額千九百二十五圓)を出し、消費總額は、約十八萬二千三百圓なりとす。

諸税 國稅八千二百二十四圓二十九錢七厘、縣稅六千九百九十三圓十八錢五厘、村稅四千二百四十九圓十六錢九厘なり。

沿革 本村は、舊志比の庄の一部分にして、其名早くも鎌倉時代より史上に見え、舊幕時代には、概して、福井領山王藤巻なりしが、維新後、置縣の初期には、第三十二大區、第十六大區、第二十五大區等に屬し、官選戸長の時には、中島外八大字にて、聯合戸長役場を設けられ、本村清水の赤井吉右衛門等、其戸長に任ぜられ、町村制實施の時、現今の本村を編成したり、今、町村制實施以來の村長氏名を列擧すれば左の如し、

山王 治二十二年 四月
至同 二十四年 二月
下篇 各村誌 上志比村

南部 園右衛門

を爲すに決せり(竣工期間本年)本村は、高等小學校設置問題に關し、學校派、非學校派を
を生じ紛擾斷ゆるときなかりしが、是亦誓約書の如く、本年遂に和解せり。

誓約書

本村ハ町村制實施ニ際シ舊十六ヶ村約七百戸ヲ合シタル一村ニシテ其區域廣闊人情
風俗亦白ウ多少異ナル所アリテ村民ノ感情未ダ全ク圓然セザルトキニ際シ去ル明
治二十八年高等小學校設置問題ニ關シ村民ノ意嚮ニ分レ爾來學校派非學校派相
凌擽シテ紛争絶ユルコトナク爲ニ高等小學校ハ有志者ノ私立ニ俟ツノ已ムナキニ至
リシコトアルノミナラズ村長亦其統治ニ苦ミ職ニ安ンズル能ハズ制實施以來村長ノ
更迭十七人ノ多キニ及ビ治績甚ダ弊ヲザリシハ村民ノ最モ遺憾トスル所ナリ今ヤ
教育事業ニ關シテハ村民一致相當ノ施設ヲ爲シ其ノ改善發達ヲ期スルニ至リシト雖
モ黨派的感情ハ猶依然トシテ融解セズ名譽職吏員及議員等ノ選舉ニ際シ村治上野カ
ラザル弊害アルヲ認ムルハ實ニ本村村民ノ不幸タルノミナラズ第一國憲ノ趣旨ニ背
キ且ツハ上下一心村民一徳ノ優渥ナル聖旨ニ反ル儀ニシテ恐懼ニ耐ヘザル次第ナ
リ依テ本村住民ハ千載一遇ノ鶴駕奉迎紀念トシテ本郡長ノ諭示ニ鑑ミ大ニ將來ヲ戒
飾シテ一致協同村自治體ノ發展ヲ期スル爲メ茲ニ左ノ條項ヲ誓約ス
本誓約書ハ二通ヲ作り村民自ラ署名捺印シ其一一通ハ之ヲ本郡長ニ一通ハ之ヲ本村
長ニ提出シ以テ立誓ノ證ト爲スモノナリ(以下略ス)

各種の團

本村に於ける各種の團體左の如し。

青年團
村教育會
學齡兒童保護團

在郷軍人團
村農會

社寺

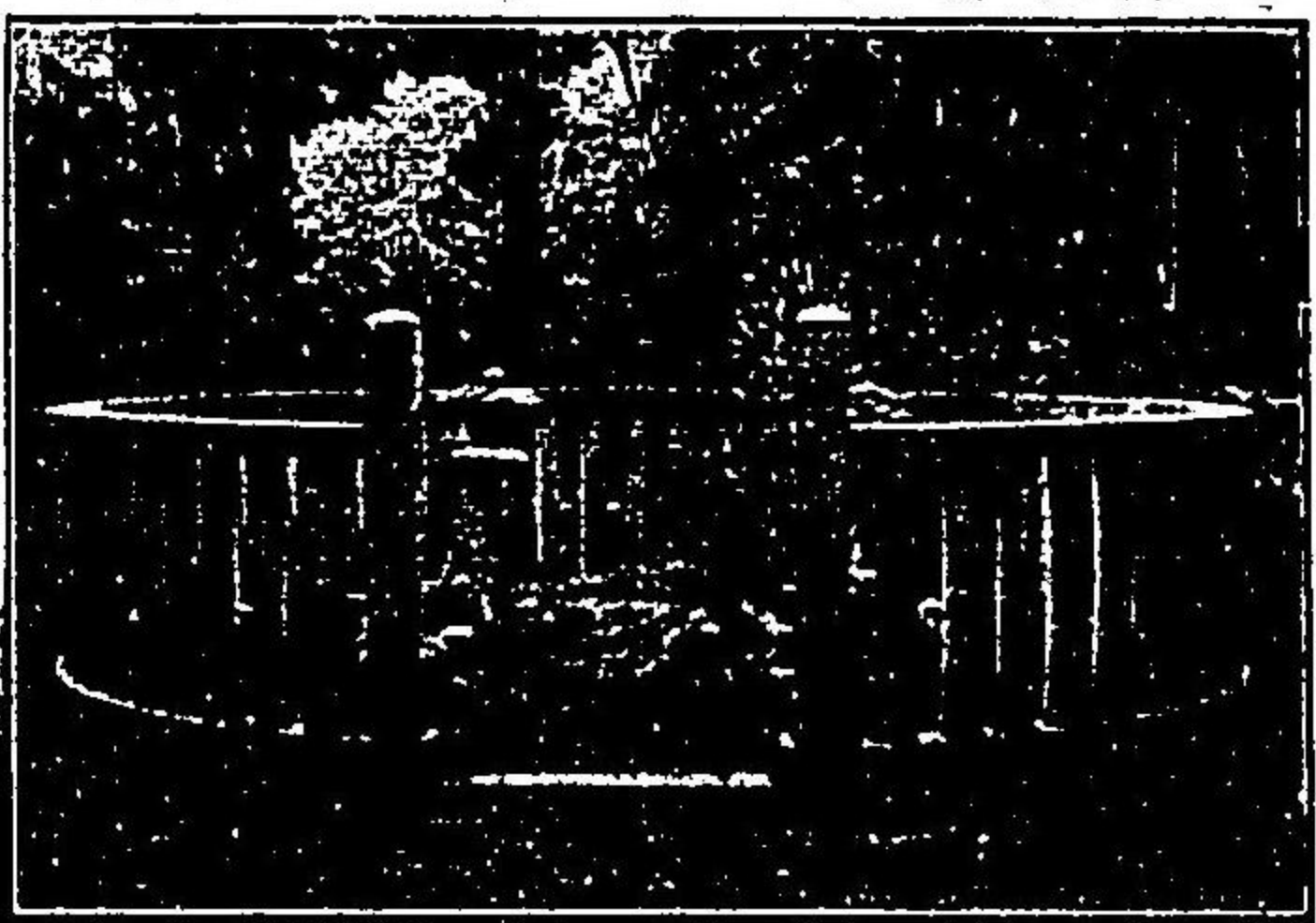
社寺 本村内には無格社二十一社あり、今や合併整理中に屬す(一二社に減縮すべし)寺院は、吉峰に曹洞宗の吉峰寺、藤卷に眞宗本願寺派興行寺、市荒川に同派善教寺、淺見に同派の淨徳寺、牧福島に同大谷派淨樂寺、山王に、日蓮宗慶妙寺あり、今其有名なるもの二三を、聊か詳説せん。

吉峰寺

吉峰寺曹洞宗 大字吉峰より上ること八町餘の山中に在り、該宗の開山道元禪師が、來國の最初に庵居せし故地にして、今尙ほ、禪師の坐禪石、白山權現の獻供水、血脈池、大師手植の櫻等の舊跡を存す。蓋し、後嵯峨天皇、寛元元年七月、禪師山城宇治の興聖寺に居りしを、當時の當國守護、波多野出雲守義重懇請して、來國する事となりしも、永平の精舎は未だ成らず、依て此地に留錫し、說法したりし靈境なり、其後一時、荒廢せしを、正徳年中、松岡天龍寺の第二世、雄峰和尚登覽して、痛く之を慨き、藩主松

下篇 各村誌 上志比村

田中佛心
復興す



吉峰寺



吉峰寺
石碑

平昌平に説き、之が復興を力めしが如し、されど微々
振はず、明治の初年には既に、復た廢絶に歸せしを、現
今の住職田中佛心曾て、本山に在勤の際、一日登拜し
て、滿目蕭條、全山俗人斧片の濫入に委し、斷礎苔に咽

び、古池草に埋もるゝを見て、浩歎懐古
の情を禁じ得ず、明治二十五年四月よ
り、頽朽に瀕せる觀音堂に假寓するこ
と六年、無資無糧の一緇徒を以て、四方
に飛錫し、あらゆる辛酸を嘗め、艱難に
堪え、之が復舊に、斡旋せしに、其熱心能
く人を動かし、淨財漸く集まり、他の有
に歸せし寺地を買戻し、三十年十一月
には、内務省より寺號の公稱を許され、
三十六年に、數棟の伽藍をも建築し、信

山廣錄

徒と有する二萬、益經營、昔時の盛觀に復せん事に、力めつゝあり。

名蹟考所
觀の異説

山廣錄云、吉峰之爲祖述也、以永平正法眼藏編次、按之、則我高祖元古佛、應波多野雲州
時、越前、最初寓吉田縣吉峰寺、仁治四年癸卯、乃寬元元年也、是年於吉峰、爲衆示洗面卷、說
心既性卷、佛道卷、密語卷、佛經卷、無情說法卷、陀羅尼卷、面授卷、坐禪儀卷、梅花卷、諸法實相卷
等、二年甲辰、示優曇華卷、發無常心卷、如來全身卷、三昧王三昧卷、三十七菩提分法卷、轉法輪
卷、自證三昧卷、大修行卷等、三年乙巳、寓大佛寺、示虚空卷、蓋蓋卷、安居卷、他心通卷、王紫仙陀
婆卷等、四年丙午、在永平寺、示出家功德卷等也、依右編次、則寓吉峰二年、次寓大佛一年、而住
永平也、距吉峰、三百餘弓、荒川、有天滿宮廟、高祖自吉峰、詣神廟、和神詩者、見廣錄第十卷、而今、
正德五年乙未、中春、松岡天龍寺主、雄峰英公、與瑞方長老相携、探吉峰、峰距松岡三里半計、遠
跡荒涼、滿目蕭條、柱礎之址、叢杉之綠、餘高祖幽棲之趣、油然發懷古之情、有志于再造、而此地
幸保于天龍、大嚴法松平中書大居士所領分内、英公、告居士云、願得吉峰靈跡、掃一壑、與供
高祖、舊供養、我受業、覺海禪師於是乎、英公、特省老病、具說前緣、雖未施掃、坤之功、故先乞記古
蹟、重興之、山來、老病隨、前首若干、聊應來意、遂自仁治四年癸卯、至今乙未、四百七十三年也。
名蹟考云、影響錄云、養老年中、泰澄、吉峰にのほり、辨財天、富士、白山を勤時し、麓に、坊舎要
かならべ、七堂伽藍の靈場なりき、最明寺時頼、廻國の時、尋ねてより、寶前に櫻を植置れし
とぞ、其古木、三圍ばかりなりしが、朽損し、其根より、一圍ばかりの櫻生出てあり、其邊に、石
にて組たる塔あり、是も、最明寺の、建られしとぞ、天正一揆の亂に、破却せられて、今は、礎ば

下篇 各村誌 上志比村

かり残り。
大に異説に屬するも、附記して該博の料とす、謂ふに、時頼、禪師を深信す、何ぞ、此事なきを
保せん、時頼、廻國は、禪僧をして、機密探偵の事に任ぜしめしむ、を、誤傳せしならん、梅圃との
説さへあるなり。

興行寺

興行寺真宗本願寺派 大字藤巻に在り、寺傳に云ふ、本願寺主綽如の實子玄眞の
開きしところにして、玄眞、兄巧如の命を奉じ、開山親鸞の眞影を奉じて、志比、庄、大谷
（志比谷村諏訪間大谷の、其名京都大谷と同じきを慕ひて、下向し、後荒川川上郷、大字
藤巻長山に移り、大に法を弘む、巧如之を賞し、大谷山華藏閣興行寺の號を興へ、源空
作の阿彌陀立像を興へ、次て、開山百五十回忌に際し、開山自作の眞影をも附興した
るが、後花園帝の康正元年、寺務を息蓮實に譲りて遷化す、文明七年、三代蓮助、蓮如の
息女如空姫を娶りぬ、蓮如、吉崎留錫中、屢來り門末を親化し、自畫自讃の眞影を留む、
此眞影種々の奇瑞、九頭龍河末の漁夫、夜々上流に光り物ありて、漁獲なきを訝かり、
尋ね上りて、當寺の眞影より光明を發せしに驚き、寺主に願ひ、像上に薄絹を覆ひし
かば、發光止む等ありしとて、薄絹の眞影と稱す、維新までは、直轄領に屬し、蓮如掛錫
の蓮枝として、數十の末寺數千の門徒を有したりき、故に、世人呼びて、志比本坊又は

總坊と稱すと、開基以來、法脈連續、由緒正しく、且、戰國時代には、超勝寺等と共に、活動
せし、著名の一巨刹なり。

反古裏云、又、越前國、志比庄、荒川興行寺の初は、綽如上人の御息、超勝寺頓圓法師の舍弟
なり、頓圓は、門弟より申受奉るといへども、世法にまよはれて、法流つぶさならざりしか
ば、重て、其弟周覺を下させられはべりける、天性法縁に他事なく、志切にまし、ましかれば、
御門弟中、しいてのぞみ申されしとなり、はじめは、吉田郡大谷と云所に、其名なつかしく
思ひ玉ふとて、寄宿ありしが、頓て、荒川へうつりまします、巧如上人、華藏閣と付させ玉ふ
となん、實名は玄眞と申せり、彼嫡男永存は、存如上人、聖として、存如御建立の石田四光寺
の住持となし玉ひ、次男蓮實、華藏閣を相繼、其子蓮助法師、兼孝に跡を譲り、隱居の後、伊
知地、保、東野に住居し、華藏閣と稱し、蓮助なば興行寺と號せらると、云々

善教寺

善教寺一名多珍坊 大字市荒川に在り、初め、平泉寺の末寺なりしが、十代の住
職、教然房、本願寺顯如の高弟となり、顯如織田信長と干戈を交へし餘、石山より、紀州
雜賀へ移轉の際、顯如の代りとして、下國、後ち、多珍坊を志比總坊に改め、又、現名に改
むといふ。

慶妙寺

慶妙寺日蓮宗 大字山玉にあり、舊天台宗にして、養老元年、清雲法師の開基なり、
其後、二十世の住職、權大僧都本住院日善、慶長年中に改宗す、豊公在國巡視の際、當寺

に休憩せられ、日善の徳に感じ、直に一萬石を與へしも、日善受けず、門末平右衛門なる者聞きて之を惜しみ、公を追うて、五領ヶ島渡の舟場に至る、恰も好し、公將に舟に乗りて渡らんとする時なりき、平右衛門愁訴す、公、舟中に在りて之を聞き、平右衛門に姓を舟田と與へ、慶妙寺と共に、其屋敷を舟形として、授けられしと傳ふ、蓋し、舟中の手形(證據)の意歟、其屋敷、維新まで租を免ぜられ、今尙ほ存す。

名勝古蹟

若葉か瀬 細志云市郎右衛門島(現今市右衛門島と稱す)若葉ヶ瀬といふ瀬あり鳴鹿川の上流也。

南部屋敷跡 城迹考云朝倉家南部勘解由左衛門藤卷村際東の方二十間四方の所あり福井市より五里。

畑時能の墓 大字山王慶妙寺後の古墳墓を夫れなりと傳ふ、今字形を認むるも讀むこと能はず。

山伏塚 影響録云元和の頃山川讚岐(下志比村參看)この川筋川狩の折節乗竹の山伏を切害したる其塚なり森の中に在り。

明治二大戦役と本村

明治の二大戦役と本村

二十七八年の役には

従軍者

従軍者 十五名 病死二(受勳者勳八等三)

病死

陸軍砲兵軍曹

今澤

同

歩兵一等卒

前田

三十七八年の役には

従軍者 九十八名 戦死 一二

殊勳者 戦死 存

陸軍歩兵伍長勳八等功七級

笠羽

明治三十七年九月二十九日清國盛京省龍眼東方小嶽嶽に於て

同 同 上等兵同

鈴木與三次郎

明治三十八年二月二十八日清國盛京省驛堂東方高地に於て

同 同 同

南部政次郎

明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面陸に於て

同 砲兵上等兵同

鈴木山松

明治三十八年一月三十日清國盛京省金斗路に於て

下篇 各村誌 上志比村

戦病死者
氏名

殊勳者 戦死 存 五-一七

陸軍砲兵上等兵勳八等功七級 平野 山松
明治三十七年十二月二十八日清國盛京省二龍山に於て

同 歩兵上等兵勳八等 反保 村二
明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

同 同 同 前田 初五郎
明治三十七年八月二十日清國盛京省龍眼北方角面堡附近に於て

同 同 同 南保 勝次郎
明治三十七年八月十九日清國盛京省龍眼北方角面堡に於て

同 同 同 田原 佐太郎
明治三十八年三月八日奉天省大小方土屯に於て

同 同 一等卒同 多田 金五郎
明治三十八年二月二十三日清國盛京省榛子嶺に於て

同 同 二等卒同 堀江 惣太郎
明治三十七年十二月八日清國盛京省松樹溝に於て

同 同 同 赤井 正章
明治三十八年一月三十日清國盛京省千合嶺附近に於て

右 戦 死 者

陸軍歩兵伍 長勳八等 前田 玉吉
明治三十八年十一月五日清國盛京通江口兵站病院に於て

同 同 一等卒同 鈴木 善太郎
明治三十八年十一月二十三日

右 病 死 者

共に是れ皆靖國社頭國家に祭祀せらるゝ幸福の人。
本村内に於ける殊勳者には左の人々あり。

陸軍歩兵上等兵勳八等功七級 南部 清松

同 同 同 島井 金作

同 同 同 石川 松太郎

同 同 一等卒同 反保 興作

同 騎兵同 同 堀江 長二

下篇 各村誌 上志比村

殊勳者氏名

陸軍砲兵一等卒勳八等功七級 山田惣五郎

病死 同 工兵同 同 田原辰次郎

同 輜重輸卒 同 酒井三吉

雜赤非家組

雜 組 赤非家代々大字清水に居る舊家なり傳ふ清和帝の裔國清なる者丹波赤井の郷を領す因て氏とす其遠孫忠清青木秀以に從身して當國に來り北庄に居る秀以歿後國除かるゝや坂井郡本莊村の堀氏に倚る其子清右衛門忠仁大野島村に轉住し大阪陣にも從ふて功あり幾もなく水害を避けて今の地に移ると忠仁より四代目吉兵衛賴清山奉行となりて其子に傳へ孫吉兵衛長好享保十六年より組頭被仰付寶曆十一年組頭被廢明和六年大庄屋被仰付同年金三千兩を獻じ通門建築被差許爾來代々勤績帶刀を被免明治三年の廢藩に至れり其間文化三年には清水大野島二ヶ村に於て田五町餘歩を開墾するなど功業亦た存し其家名國內に聞ゆ

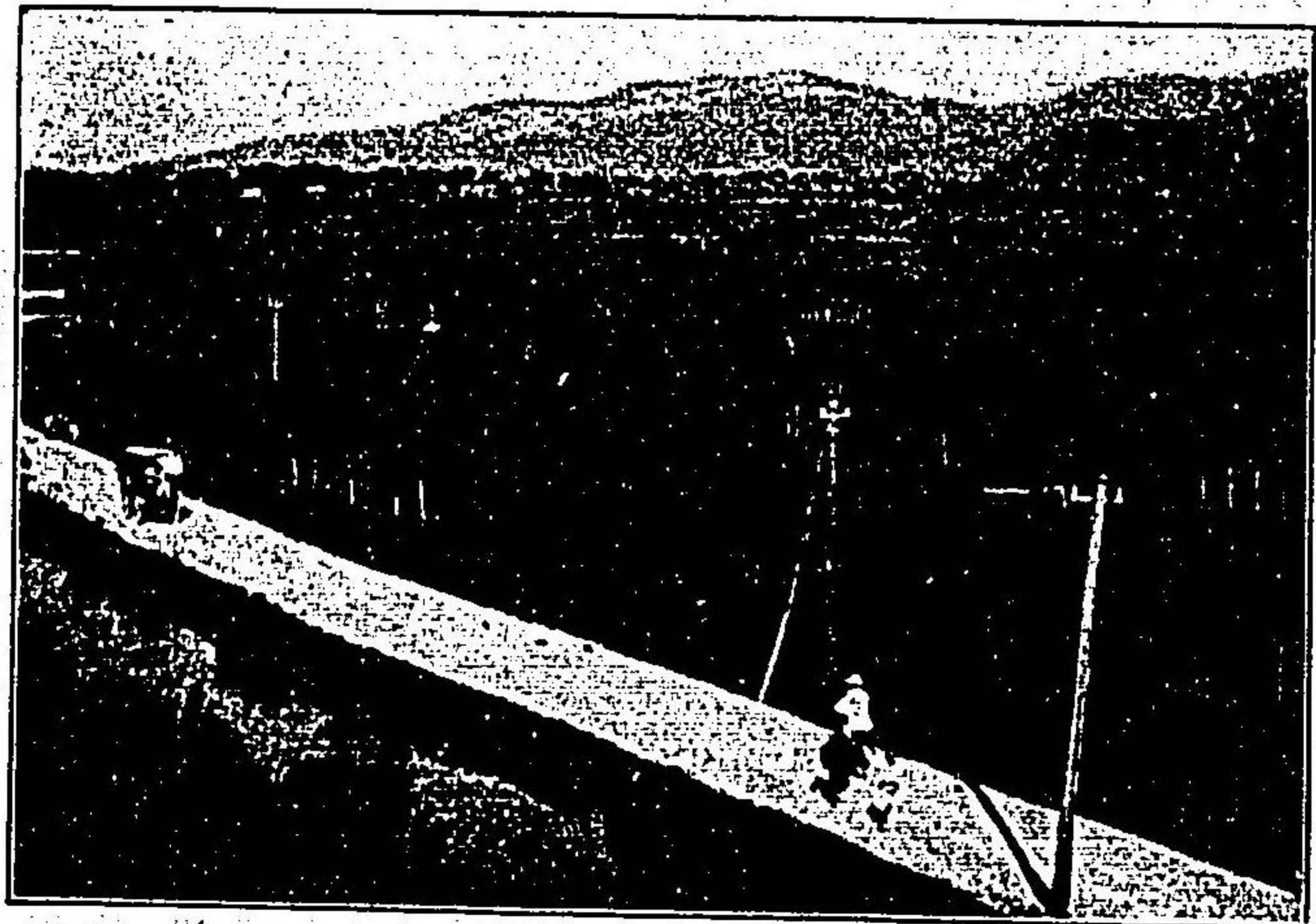
陰樹

陰 樹

今や各村誌を了り本郡誌の筆を擱くに臨み農業上特書して大いに郡民に警告せざるを得ざる一事あり即ち郡内到處田園の畦畔に太古的遺物條後の細たる榛

現況

一 の 樹 陰



下篇 陰樹

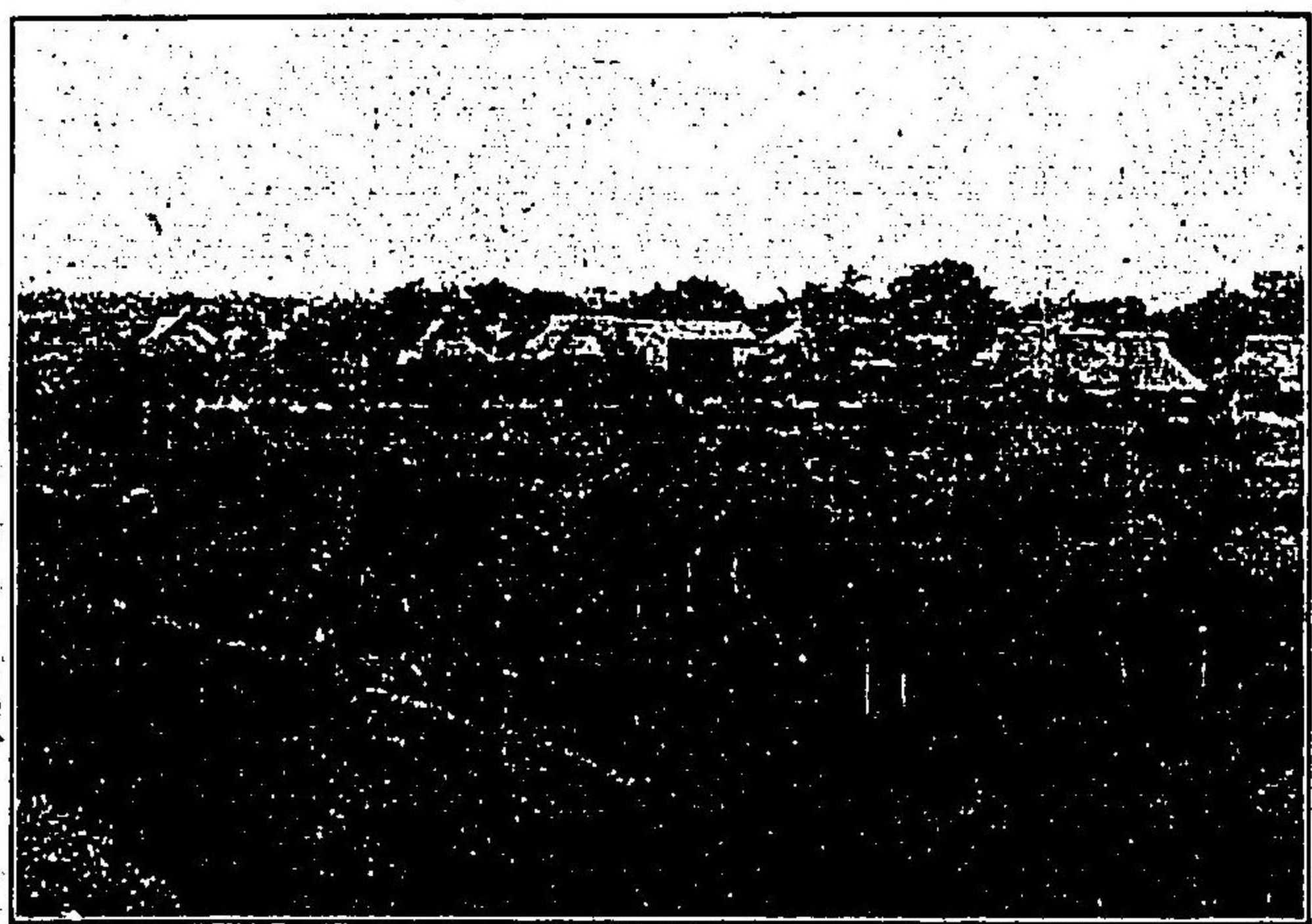
團山四村 警察小學 校より、 東南方圓 山東村の 田面に榛 木群立せ るを望見 したるも の。 道路は勝 山街道、 川は芝原 用水、軌 道の如き は重櫛な り。

木と稱する陰樹を植栽し秋收の季には之を稻架に利用する奇觀否惡習を存する事之なり其樹數を算すれば大 小二十萬株に下らずと云ふ就中團山 西團山東中藤島東藤島等の各村を最 とし其他の各村も多少之あらざるは なし夏時遙に耕地を望めば全部鬱葱 たる森林に屬し其間田園所々に點在 するかゝの觀あり又近く之を見れば樹 列井然恰も栽培せる果樹園の如く然 り茲に挿入せしは其一部の實景なり 亦以て其一斑を知るに足らん。 而して此許多の陰樹が徒に高價の肥 料を偷み時に一滴千金に値する用水

を吸ひ其高さを増し其枝葉を繁らし、作物に最も必要なる日光を遮断して、諸穀物を頼弱ならしめ、病蟲害に犯され易く、又水旱害に罹り易からしむのみならず、彼の野雀に、好箇の適栖を與へて、其食啄を恣にせしむる等種々減收の因を作ること甚だ多し、今假に、陰樹一株の減收を五合と見積るも、一千石二千五百俵を年々空しく遺棄して、顧みざるなり、況んや其減收は、實に之に止まらず、少くとも、一株一升以上なりと云ふに於てをや。

此驚くべき損害を敢て知らざるにあらずるも、單に舊習惟れ守り、利害を考

二の樹陰



同校より
東北方を
撮影した
るもの、
又、榎木
樹立の状
況を想見
するに足
らん、前
方に在る
民家は、
同村大字
新保な
り

察せんとするの意なく、唯之を利用するの一事に執著し、殆ど他を省みざるは、所謂一の因襲的誤想に屬し、實に本郡農業の爲めに、浩歎せざるを得ず、當業者は、其損害せんとするも、何ぞ夫れ然らん、我帝國の人口は、盛に増加し、經世家の所論に據れば、明治七十年には、其數七千萬に上り、年々、約三億三千万圓の輸入米を見るべしと、云ふに、あらずや、農民が、殊に米作の改良に留意し、一石否、一合にても増收を企圖すべきは、個人又は、郡經濟の爲めのみならず、邦家に對し、當然努めざる可からざる、焦眉の急務に屬す、減收の所因を作す、陰樹その物の伐採、豈に一日を緩うするを得んや。

されど、一時に之を斷行するは、可は、即ち可なれども、又或は、至難の事情存するものあり、故に本郡當局者は、警察と協力して、漸次之を伐採する事を奨励せしに、其結果、本年春夏の交のみにても、五萬餘株を伐採せしめ得、且、伐採する能はざる必要木にして、幹長十數尺に過るものは、之を一定の高に伐り、縮め、其枝條を剪伐せしめたるもの、亦五萬餘株に及び、稍、日光の遮蔽を除き得たり、されど、恰も、大森林を間伐せし

福井縣吉田郡誌

終

明治四十二年九月十三日印刷
明治四十二年九月十七日發行

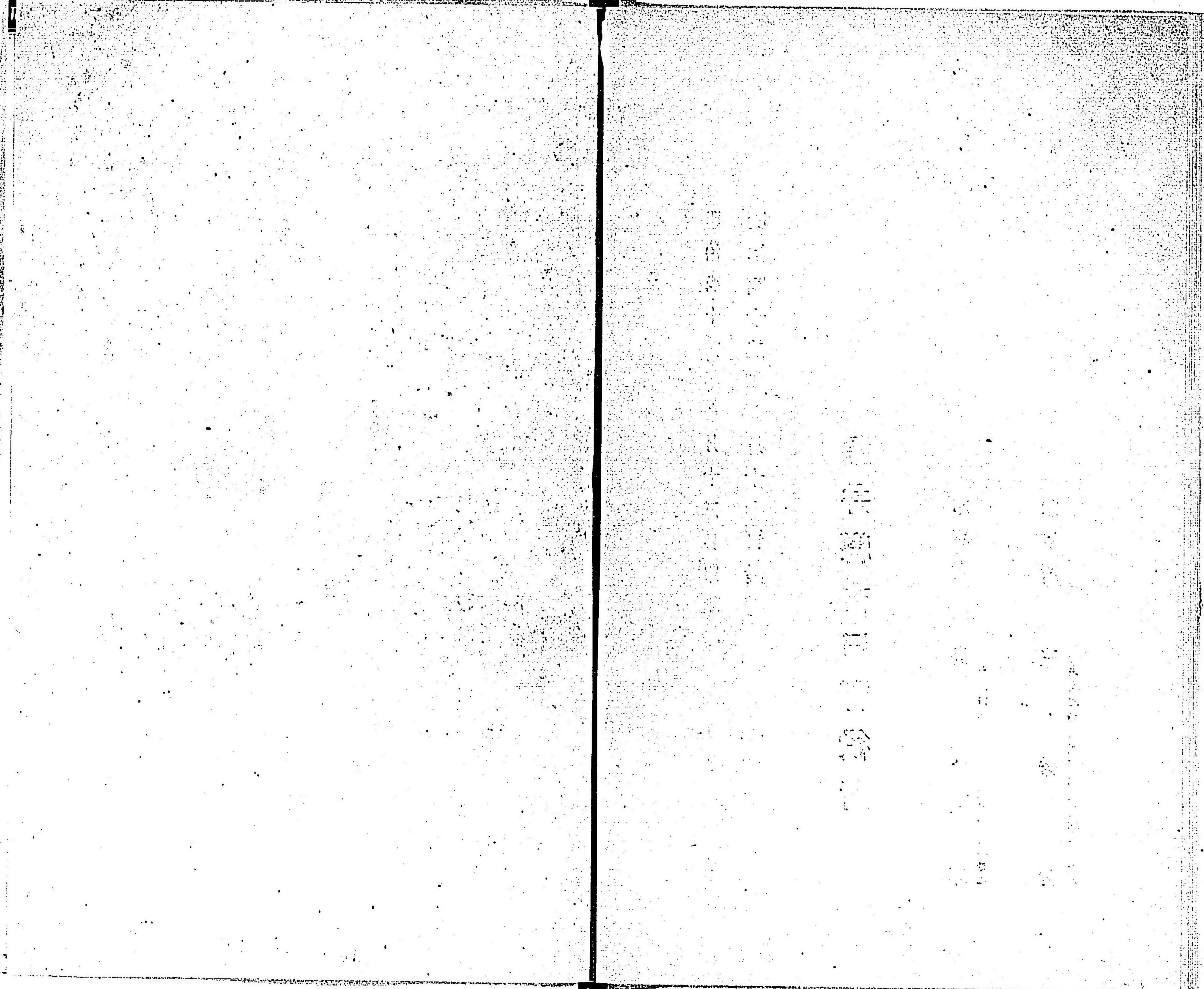
福井縣吉田郡役所

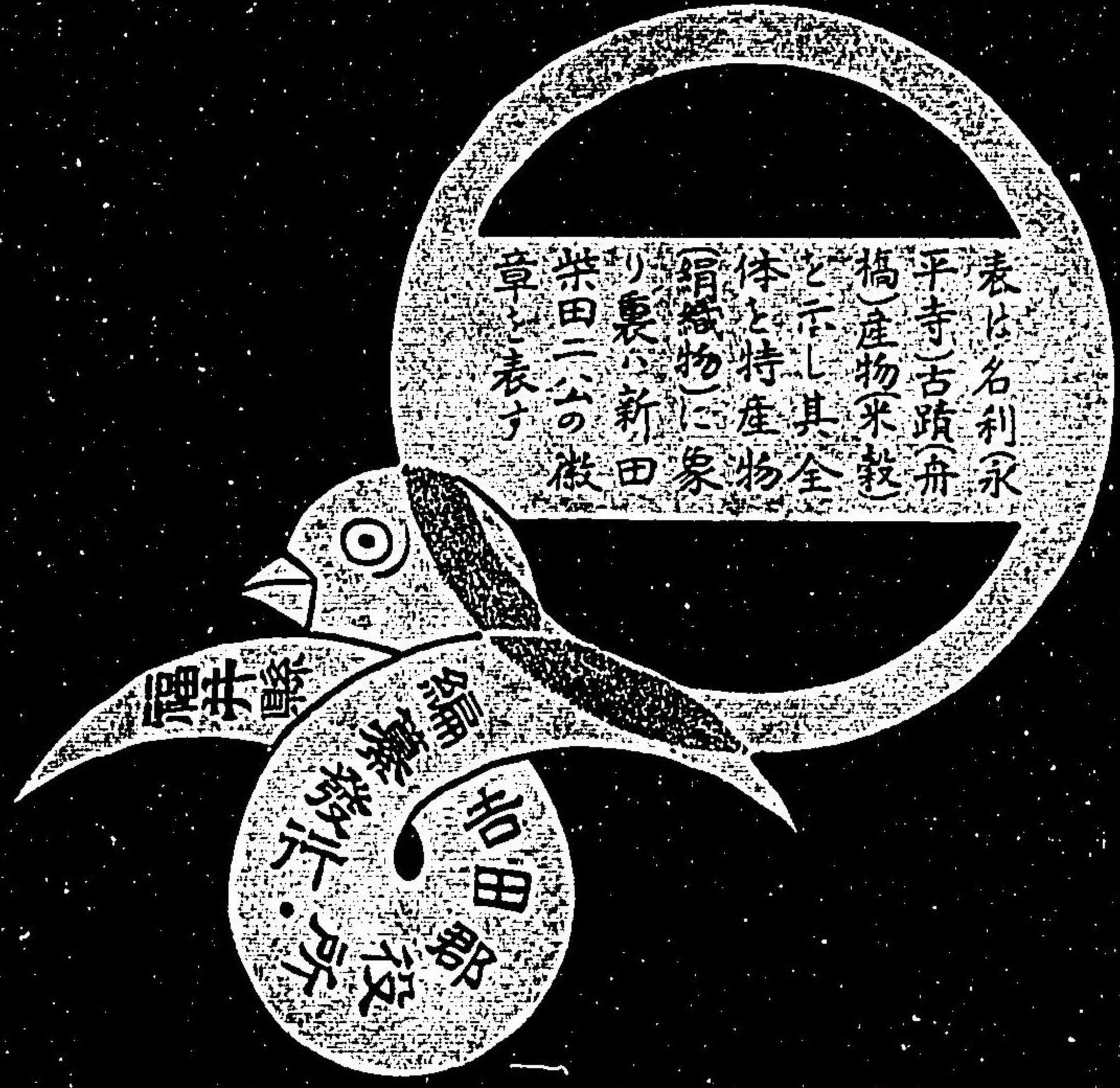
印刷者 鳥 連 太郎

東京市神田區美土代町三丁目一番地

印刷所 三 秀 舍

東京市神田區美土代町三丁目一番地

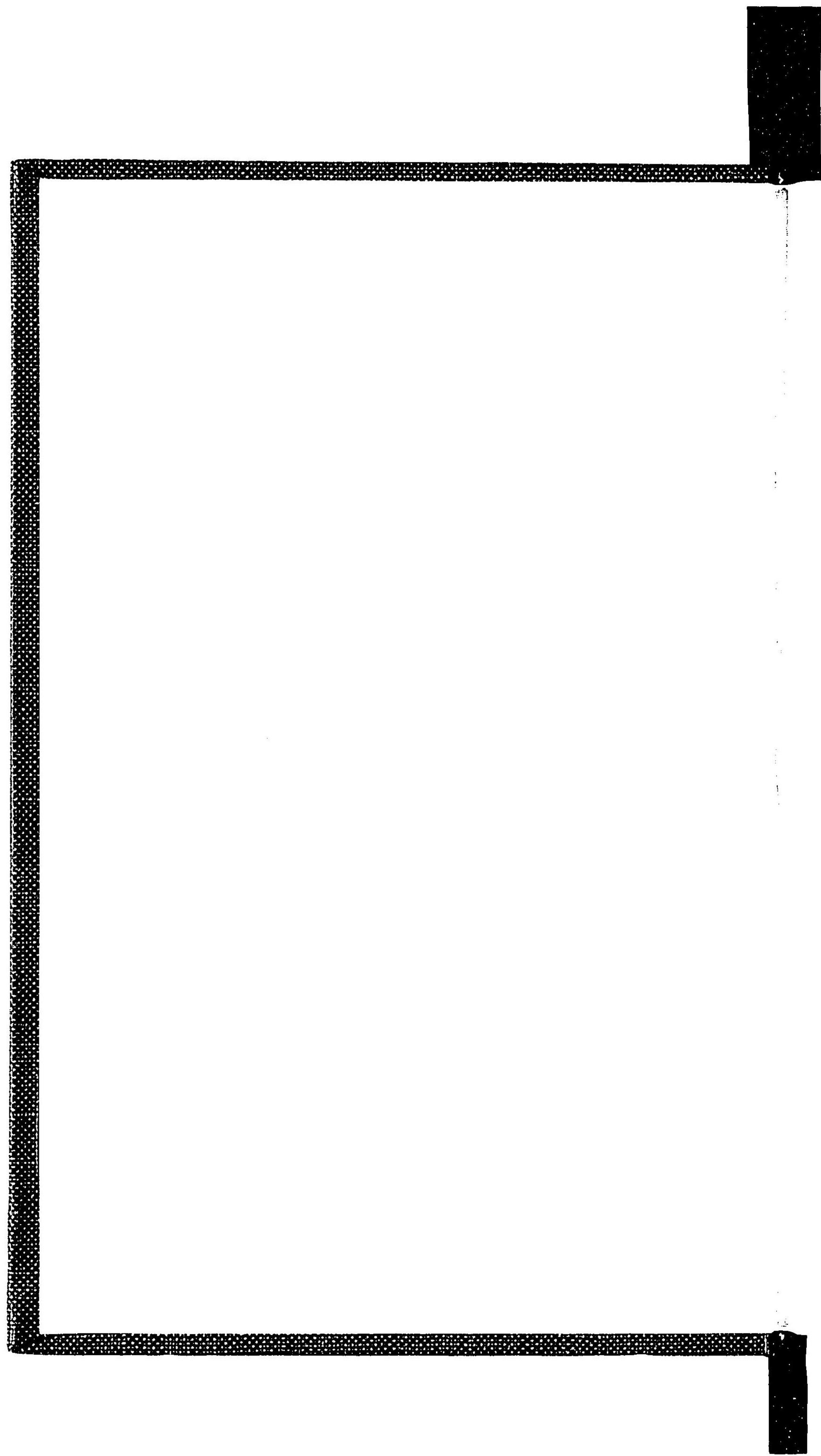


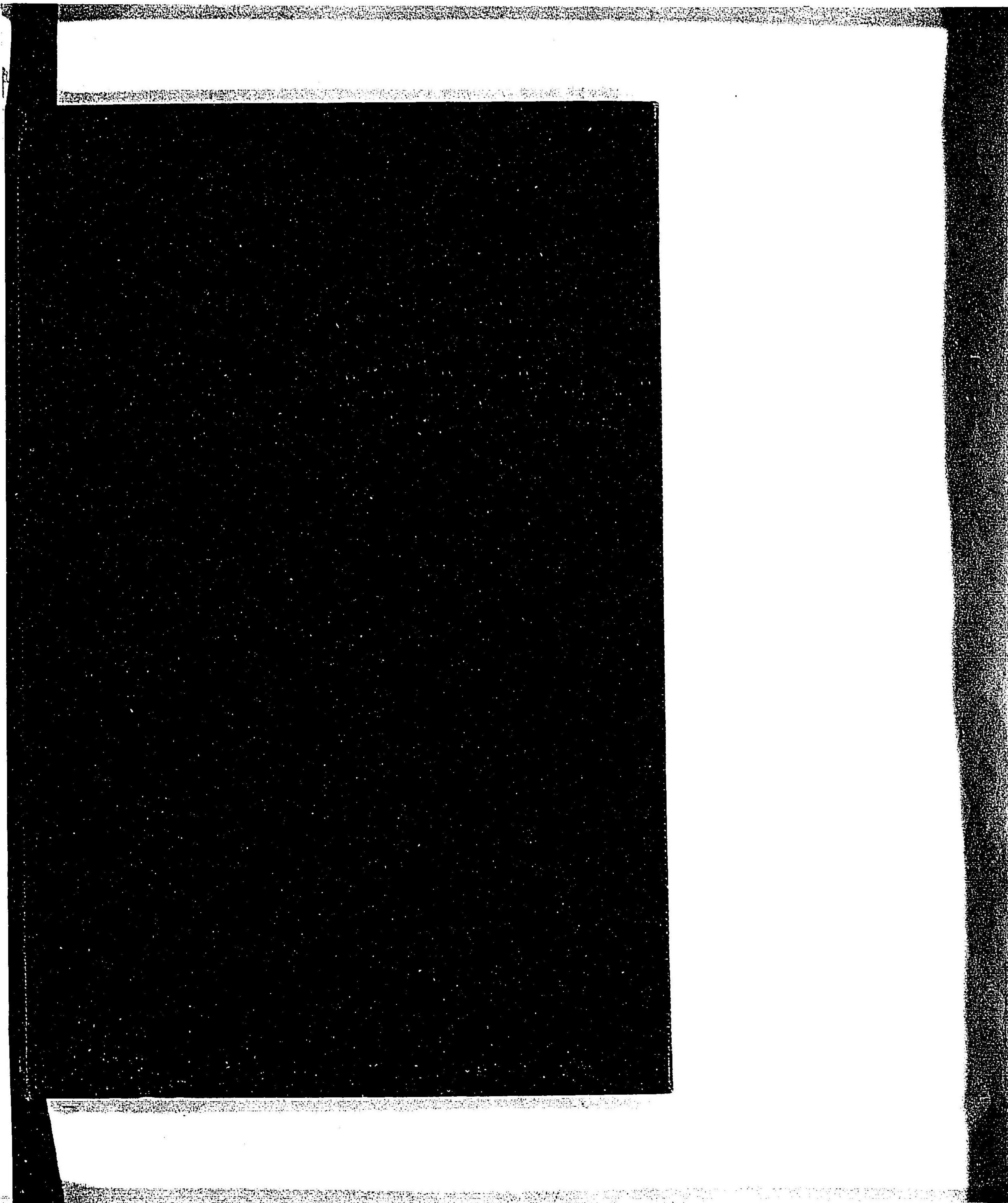


表は名利永
平寺古蹟舟
橋産物米穀
を示し其全
体と特産物
絹織物に象
り裏は新田
柴田二公の
章と表す



櫻井 齋





291.44
Y851.y

Ⓜ

024634-000-4

291.44-Y851y

福井県吉田郡誌

福井県吉田郡役所

M42

ADC-1872

